

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

1) 令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)①>

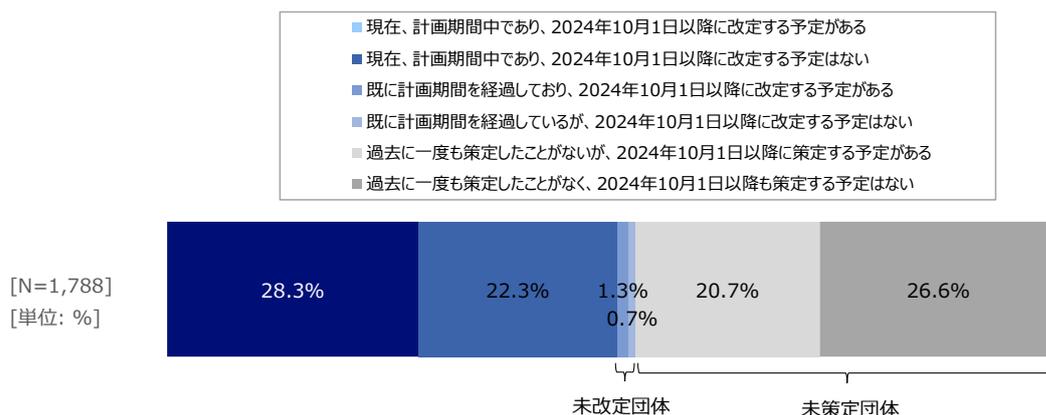
都道府県・市区町村において、実行計画（区域施策編）策定済団体数は令和5年度調査での727団体から941団体に増加。うち、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は904団体（回答団体全体の50.6%）。

実行計画（区域施策編）の“未策定団体”は847団体（同47.4%）であり、うち371団体（同20.7%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。

計画期間を経過している“未改定団体”は37団体（同2.1%）であり、うち24団体（同1.3%）は“改定予定団体”。

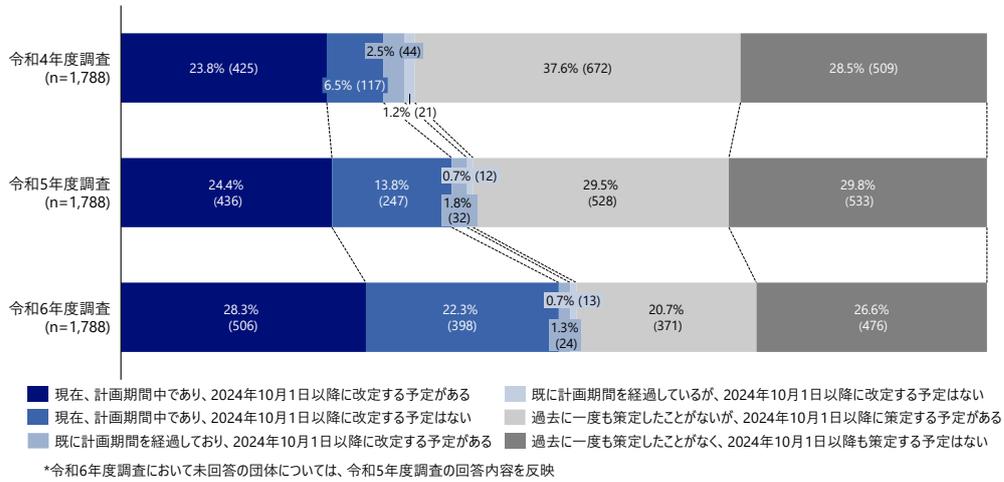
※今年度調査で回答の無かった団体については、令和5年度調査における回答結果（2023年12月1日時点）を元に集計

図表 126 令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



	現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない	合計
回答数	506	398	24	13	371	476	1,788
比率 (%)	28.3%	22.3%	1.3%	0.7%	20.7%	26.6%	100.0%

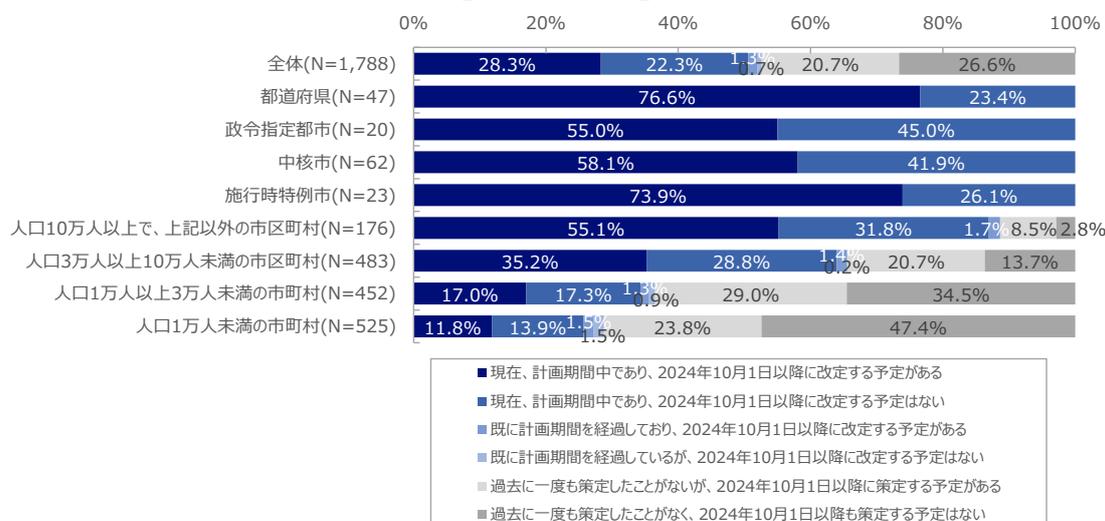
図表 127 区域施策編の策定・改定状況
【過年度調査との比較】



地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市区町村の88.6%、人口3万人以上10万人未満の市区町村の65.6%、人口1万人以上3万人未満の市区町村の36.5%、人口1万人未満の市区町村の28.8%が計画を策定している。

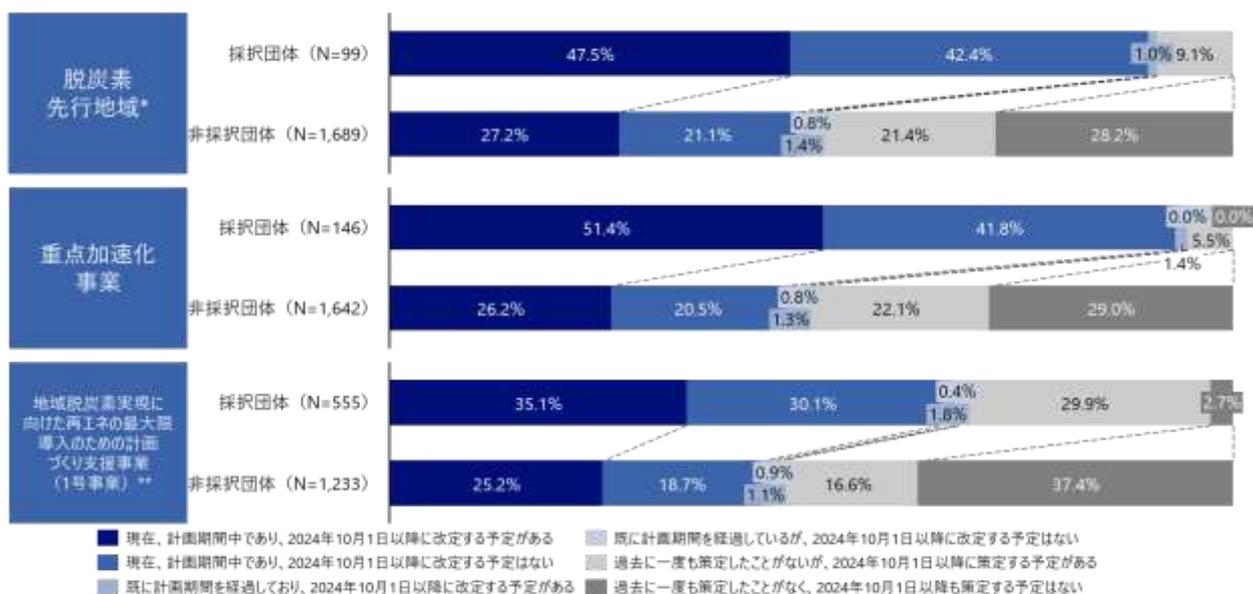
図表 128 令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】



	現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2024年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を超過しており、2024年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を超過しているが、2024年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2024年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2024年10月1日以降も策定する予定はない	合計	
回答数	全体	506	398	24	13	371	476	1,788
	都道府県	36	11	0	0	0	0	47
	政令指定都市	11	9	0	0	0	0	20
	中核市	36	26	0	0	0	0	62
	施行時特例市	17	6	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	97	56	3	0	15	5	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	170	139	7	1	100	66	483
	人口1万人以上3万人未満の市町村	77	78	6	4	131	156	452
	人口1万人未満の市町村	62	73	8	8	125	249	525
比率 (%)	全体(N=1,788)	28.3%	22.3%	1.3%	0.7%	20.7%	26.6%	100.0%
	都道府県(N=47)	76.6%	23.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市(N=62)	58.1%	41.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	73.9%	26.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	55.1%	31.8%	1.7%	0.0%	8.5%	2.8%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	35.2%	28.8%	1.4%	0.2%	20.7%	13.7%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=452)	17.0%	17.3%	1.3%	0.9%	29.0%	34.5%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=525)	11.8%	13.9%	1.5%	1.5%	23.8%	47.4%	100.0%

環境省の補助事業別に見ると、いずれの補助事業についても、事業に採択されている団体の方が、区域施策編の策定率が高いことがうかがえる。

図表 129 令和6年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【環境省補助事業採択団体との比較】

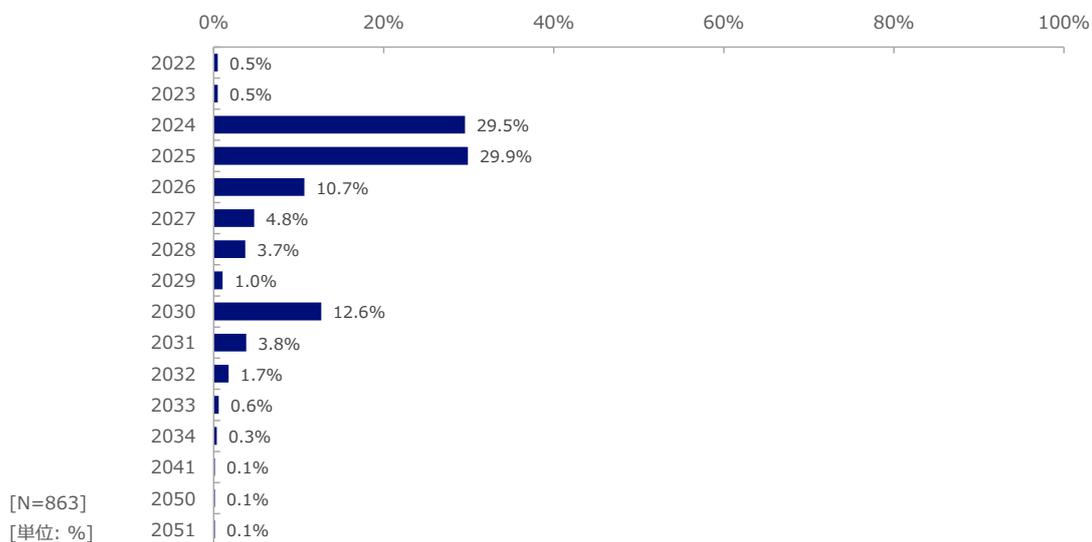


*脱炭素先行地域事業は第1回～第4回の採択団体を「採択団体」としてカウント
**計画づくり支援事業における1号事業：再エネ導入目標における採択団体を「採択団体」としてカウント

①区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)①>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2025年」(29.9%)が最も高く、次いで「2024年」(29.5%)、「2030年」(12.6%)と続く。

図表 130 区域施策編の策定・改定予定年度



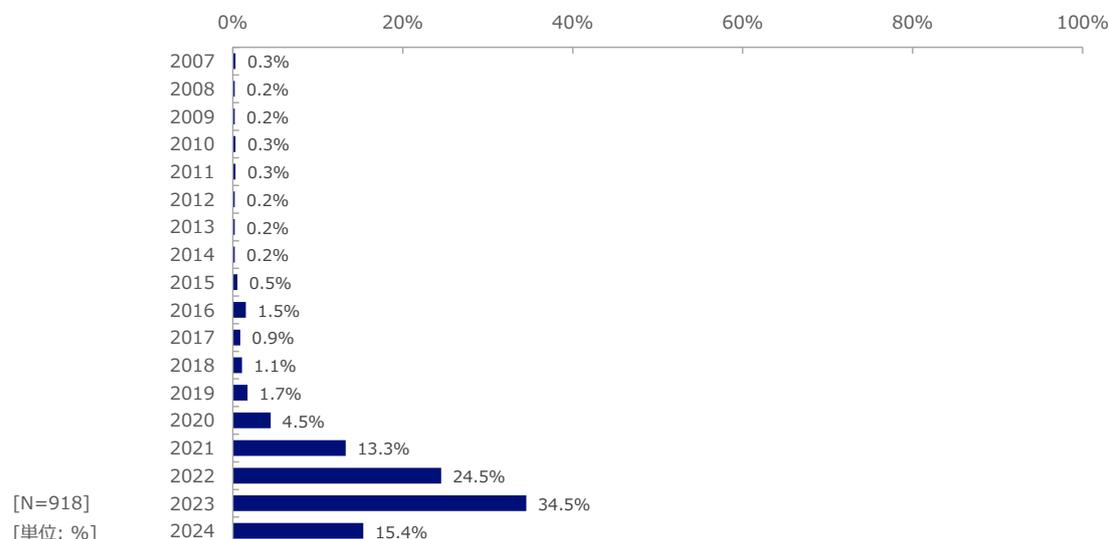
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
回答数	4	4	255	258	92	41	32	9	109	33	15	5	3
比率 (%)	0.5%	0.5%	29.5%	29.9%	10.7%	4.8%	3.7%	1.0%	12.6%	3.8%	1.7%	0.6%	0.3%

	2041	2050	2051	合計
回答数	1	1	1	863
比率 (%)	0.1%	0.1%	0.1%	100%

②区域施策編の策定・最終改定年度およびその計画期間 <Q2-1(1)②>

区域施策編の策定・最終改定年度は、「2023年」(34.5%)が最も高く、次いで「2022年」(24.5%)、「2024年」(15.4%)と続く。

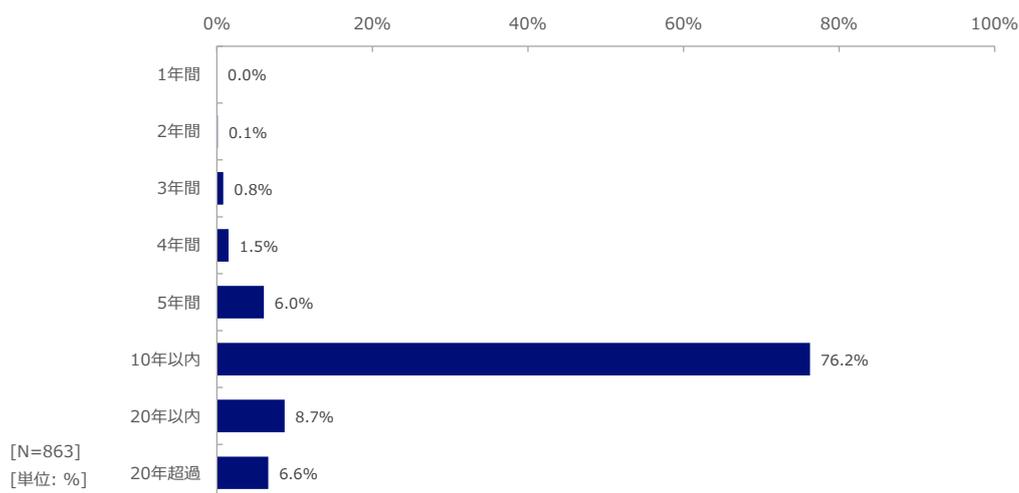
図表 131 区域施策編の策定・最終改定年度



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
回答数	3	2	2	3	3	2	2	2	5	14	8	10	16	41	122	225	317	141	918
比率 (%)	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	1.5%	0.9%	1.1%	1.7%	4.5%	13.3%	24.5%	34.5%	15.4%	100%

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10年以内」(76.2%)が最も多く、「20年以内」(8.7%)が続く。

図表 132 当初策定した区域施策編の計画期間



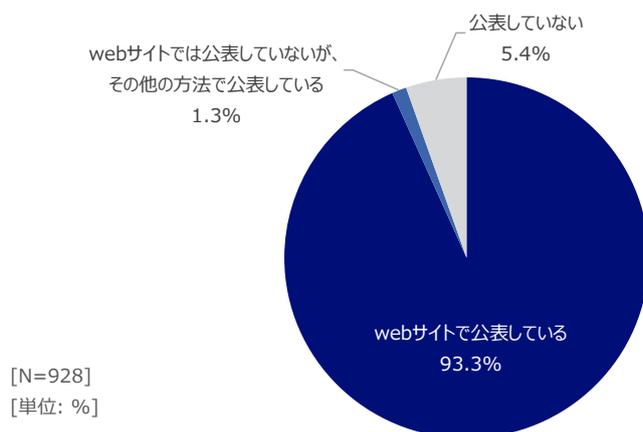
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
回答数	0	1	7	13	52	658	75	57	863
比率 (%)	0.0%	0.1%	0.8%	1.5%	6.0%	76.2%	8.7%	6.6%	100%

2) 区域施策編の公表状況 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画を公表している団体は 94.6%で、5.4%の団体は公表に至っていない。

施行時特例市以上の団体は公表率 100%。

図表 133 区域施策編の公表状況



	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
回答数	866	12	50	928
比率 (%)	93.3%	1.3%	5.4%	100.0%

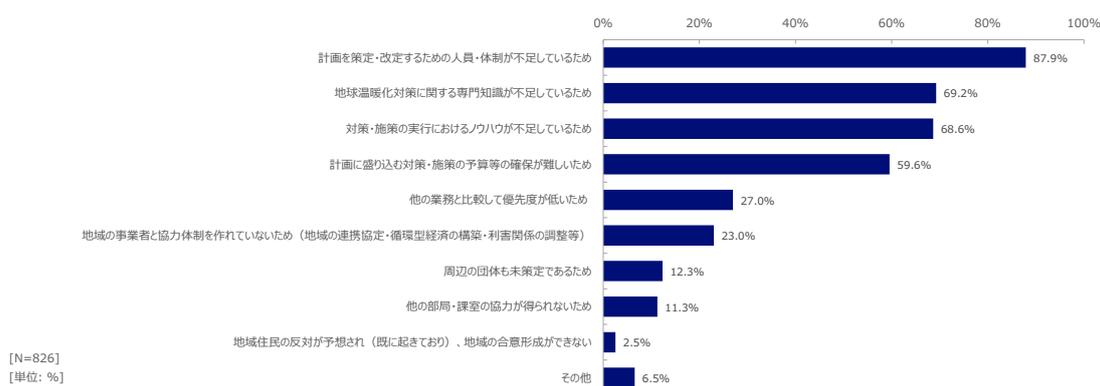
図表 134 区域施策編の公表状況
【団体区分別】



3) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由 <Q2-1(3)>

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(87.9%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」(69.2%)、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」(68.6%)と続く。

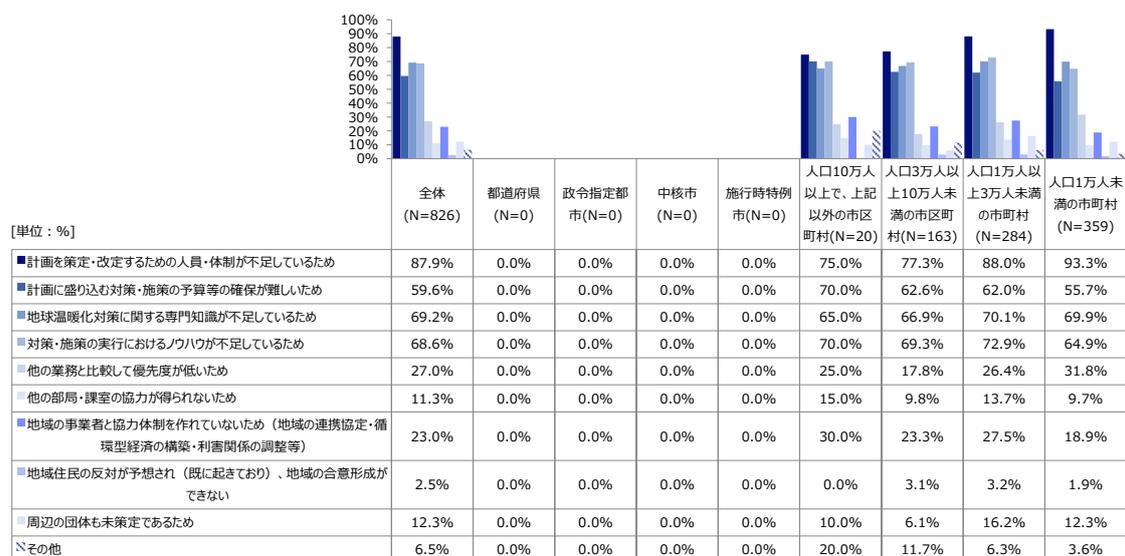
図表 135 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低い	他の部局・課室の協力が得られないため	地域の事業者と協力体制を作れていないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
回答数	726	492	572	567	223	93	190	21	102	54	826
比率 (%)	87.9%	59.6%	69.2%	68.6%	27.0%	11.3%	23.0%	2.5%	12.3%	6.5%	100.0%

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、人口規模が小さくなるほど、選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 136 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



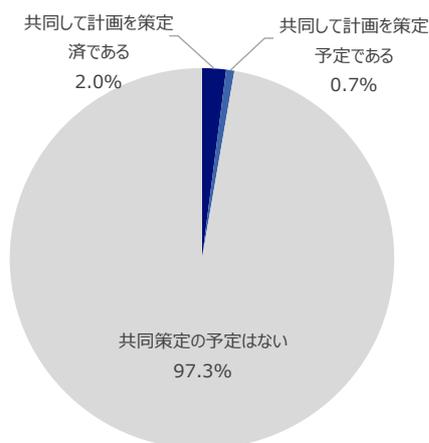
		計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低い	他の部局・課室の協力が得られない	地域の事業者と協力体制を作れていないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
回答数	全体	726	492	572	567	223	93	190	21	102	54	826
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	14	13	14	5	3	6	0	2	4	20
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	126	102	109	113	29	16	38	5	10	19	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村	250	176	199	207	75	39	78	9	46	18	284
人口1万人未満の市町村	335	200	251	233	114	35	68	7	44	13	359	
比率 (%)	全体(N=826)	87.9%	59.6%	69.2%	68.6%	27.0%	11.3%	23.0%	2.5%	12.3%	6.5%	100.0%
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	75.0%	70.0%	65.0%	70.0%	25.0%	15.0%	30.0%	0.0%	10.0%	20.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	77.3%	62.6%	66.9%	69.3%	17.8%	9.8%	23.3%	3.1%	6.1%	11.7%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=284)	88.0%	62.0%	70.1%	72.9%	26.4%	13.7%	27.5%	3.2%	16.2%	6.3%	100.0%
人口1万人未満の市町村(N=359)	93.3%	55.7%	69.9%	64.9%	31.8%	9.7%	18.9%	1.9%	12.3%	3.6%	100.0%	

4) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(4)>

区域施策編の共同策定の検討状況としては、「共同策定の予定はない」(97.3%)が大半を占めている。

共同策定済又は共同策定予定(2024年度以降含む)の団体は2.7%である。

図表 137 区域施策編の共同策定の検討状況

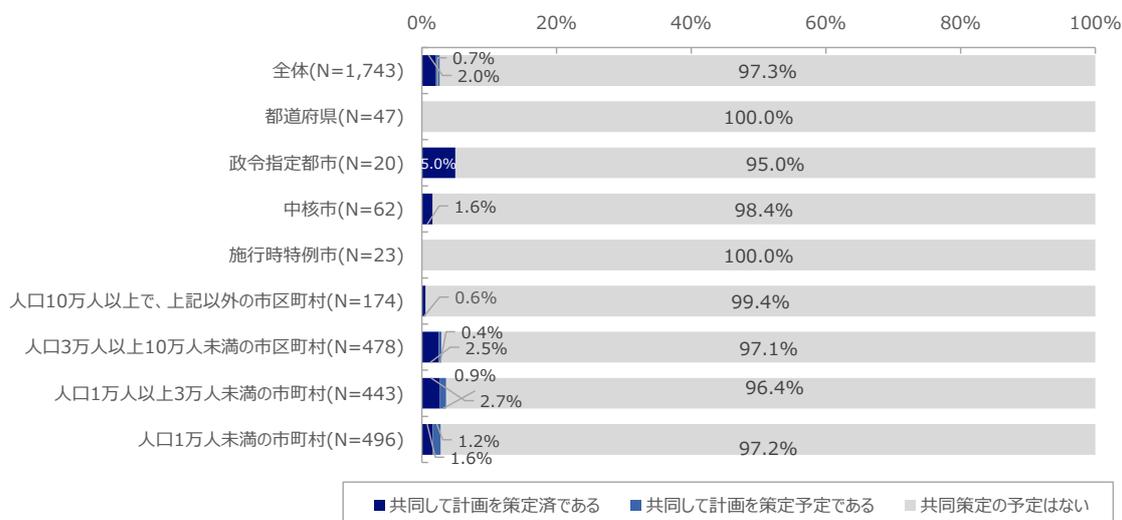


[N=1,743]
[単位: %]

	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	35	12	1,696	1,743
比率 (%)	2.0%	0.7%	97.3%	100.0%

図表 138 区域施策編の共同策定の検討状況

【団体区分別】

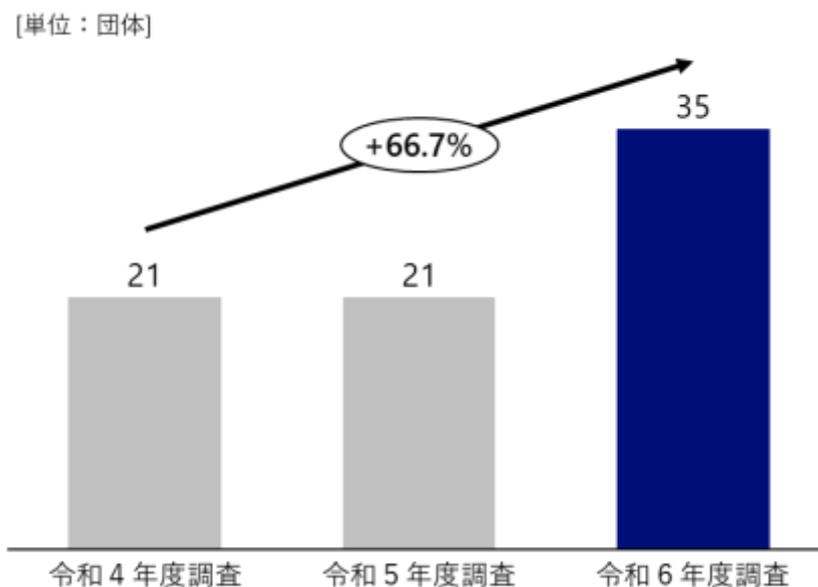


		共同して計画を 策定済である	共同して計画を 策定予定である	共同策定の 予定はない	合計
回答数	全体	35	12	1,696	1,743
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	1	0	61	62
	施行時特例市	0	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	173	174
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	2	464	478
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	4	427	443
	人口1万人未満の市町村	8	6	482	496
比率 (%)	全体(N=1,743)	2.0%	0.7%	97.3%	100.0%
	都道府県(N=47)	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	5.0%	0.0%	95.0%	100.0%
	中核市(N=62)	1.6%	0.0%	98.4%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=174)	0.6%	0.0%	99.4%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=478)	2.5%	0.4%	97.1%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=443)	2.7%	0.9%	96.4%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=496)	1.6%	1.2%	97.2%	100.0%

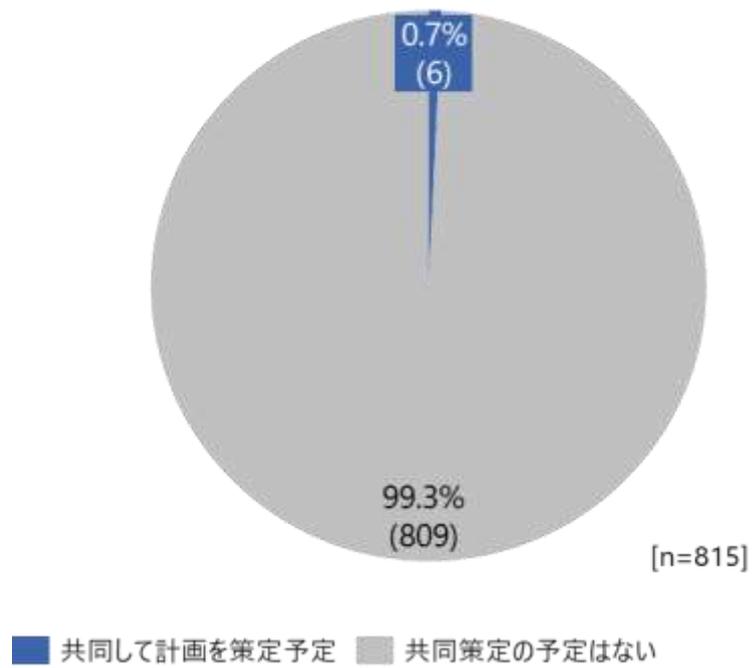
実行計画（区域施策編）を共同で策定済の団体は 35 団体で、令和 5 年度調査結果の 21 団体と比較して 14 団体増加。

また、区域施策編未策定団体のうち、共同策定予定の団体は 0.7%（6 団体）。

図表 139 区域施策編の共同策定団体数（累計値）



図表 140 区域施策編未策定団体における共同策定予定

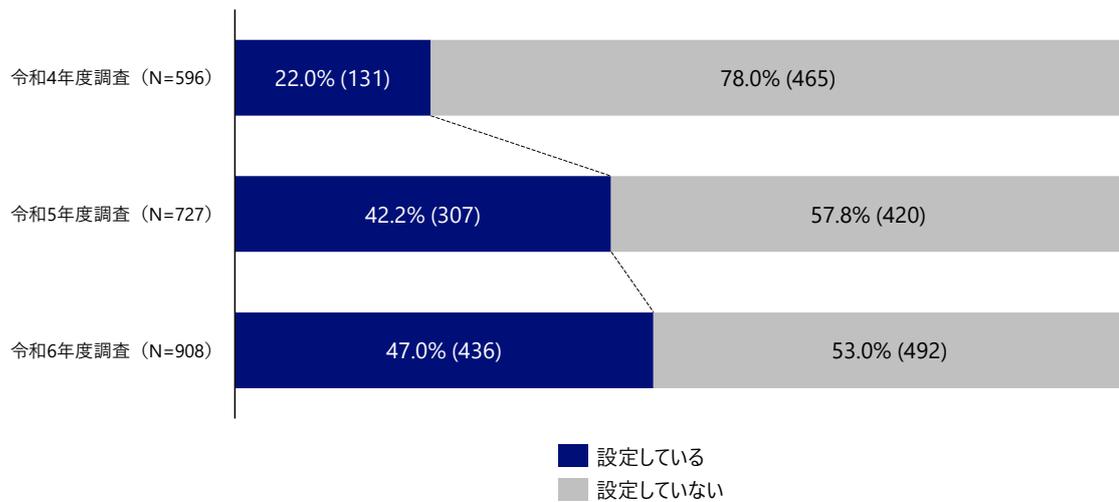


(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

1) 実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入目標 <Q2-2(1)>

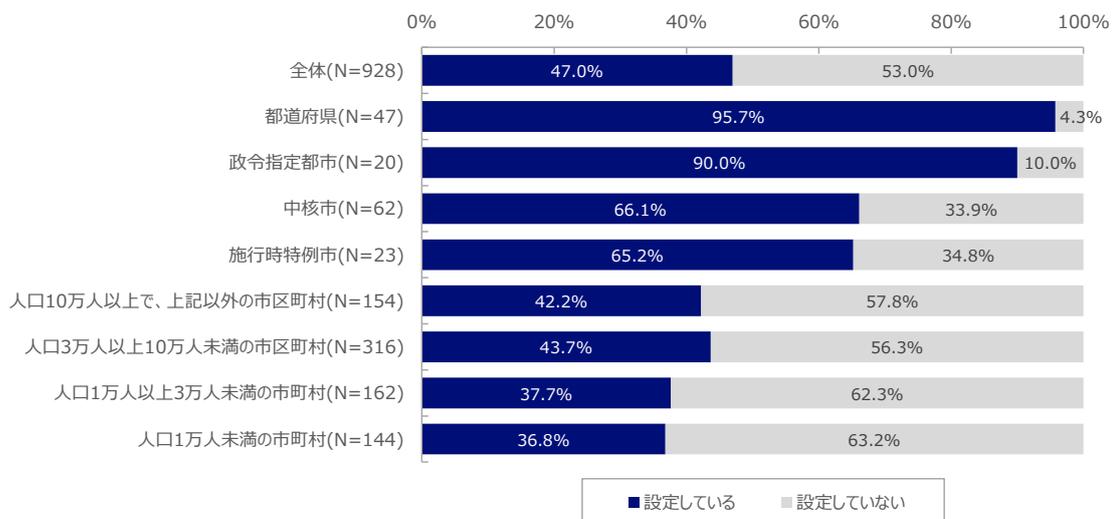
実行計画（区域施策編）において再エネ導入量に係る目標を設定している団体は47.0%で、令和5年度調査の42.2%より4.8ポイント増。

図表 141 区域における再エネ導入量目標設定状況



区分別にみると、都道府県で95.7%、政令指定都市で90.0%、中核市で66.1%、施行時特例市で65.2%。

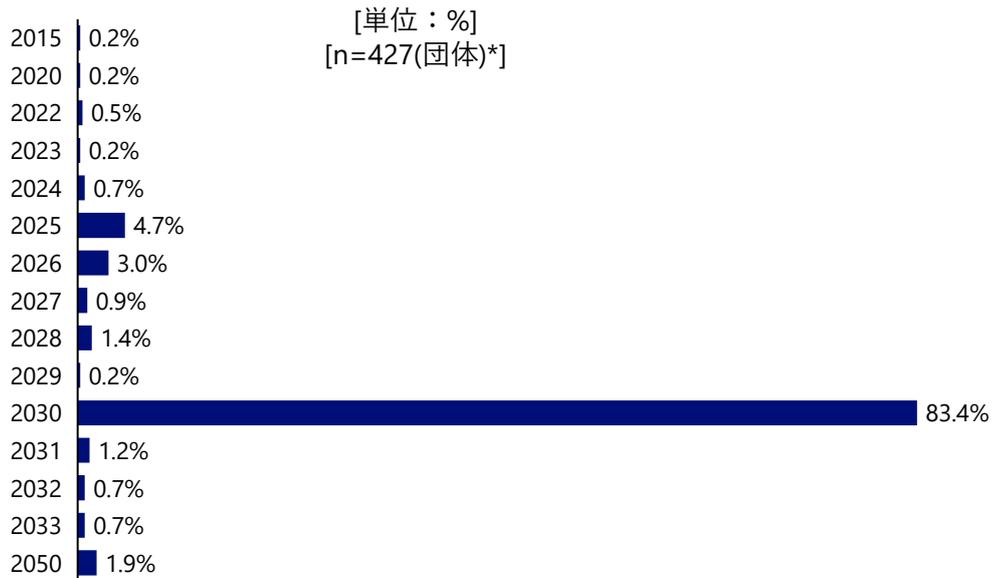
図表 142 区域における再エネ導入量目標設定状況【団体区分別】



		設定している	設定していない	合計
回答数	全体	436	492	928
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	18	2	20
	中核市	41	21	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	65	89	154
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	138	178	316
	人口1万人以上3万人未満の市町村	61	101	162
	人口1万人未満の市町村	53	91	144
比率 (%)	全体(N=928)	47.0%	53.0%	100.0%
	都道府県(N=47)	95.7%	4.3%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	90.0%	10.0%	100.0%
	中核市(N=62)	66.1%	33.9%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	65.2%	34.8%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=154)	42.2%	57.8%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=316)	43.7%	56.3%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=162)	37.7%	62.3%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=144)	36.8%	63.2%	100.0%

実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入量目標の目標設定年度は「2030年度」が最も多い。

図表 143 区域における再エネ導入量目標設定年度



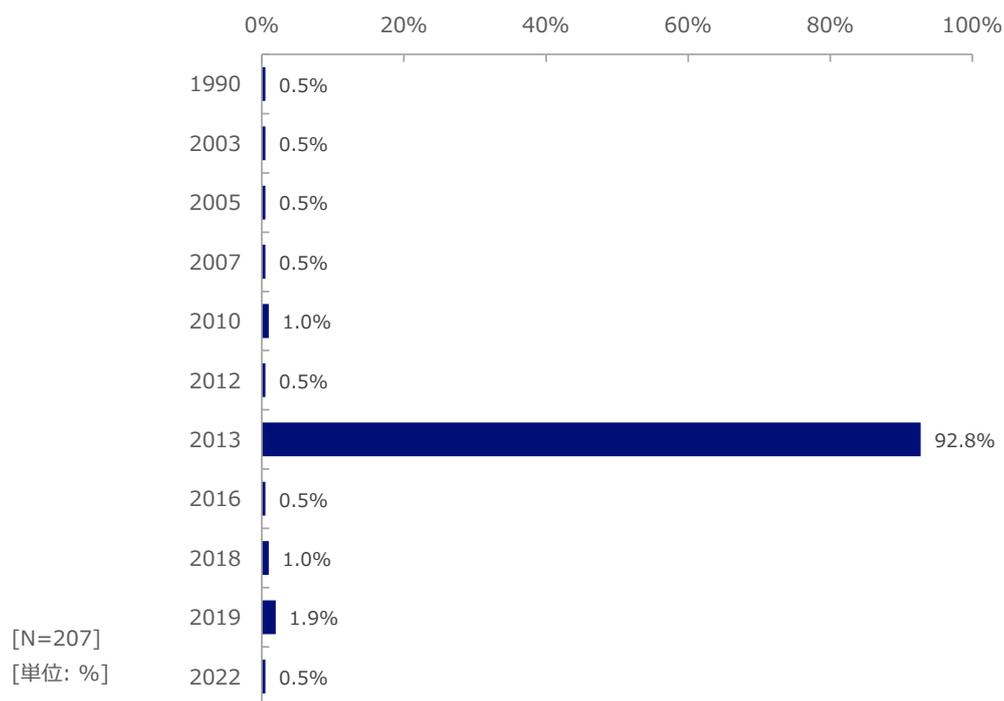
*具体的な目標値の設定は無く、目標年度のみ設定している団体の回答も含む

2) 区域施策編における目標設定 <Q2-2(2)>

①基準年度 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、その基準年度は、「2013年」(92.8%)が最も多く、次いで「2019年」(1.9%)が多い。

図表 144 区域施策編における基準年度

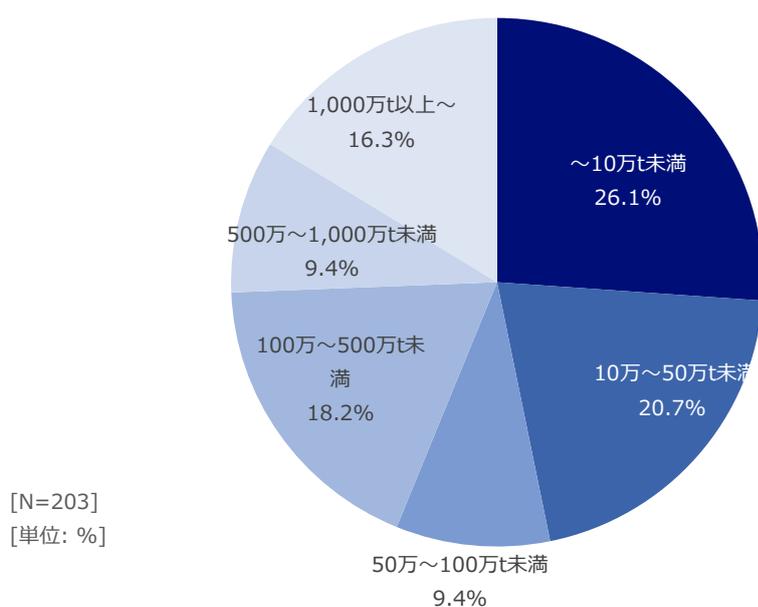


	1990	2003	2005	2007	2010	2012	2013	2016	2018	2019	2022	合計
回答数	1	1	1	1	2	1	192	1	2	4	1	207
比率 (%)	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	1.0%	0.5%	92.8%	0.5%	1.0%	1.9%	0.5%	100.0%

②基準年度排出量 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「～10万t未満」(26.1%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(20.7%)、「100万～500万t未満」(18.2%)と続く。

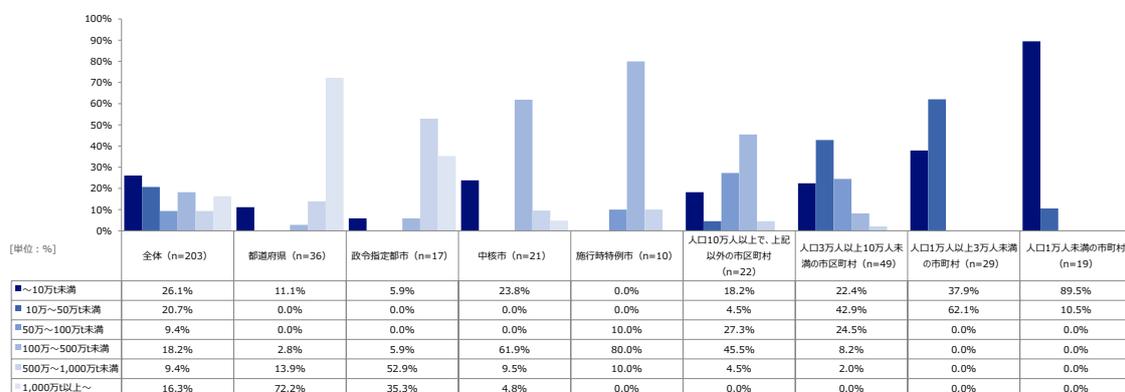
図表 145 区域施策編における基準年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	53	42	19	37	19	33	203
比率 (%)	26.1%	20.7%	9.4%	18.2%	9.4%	16.3%	100.0%

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1,000万t以上」、政令指定都市では「500～1,000万t未満」、中核市、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市区町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

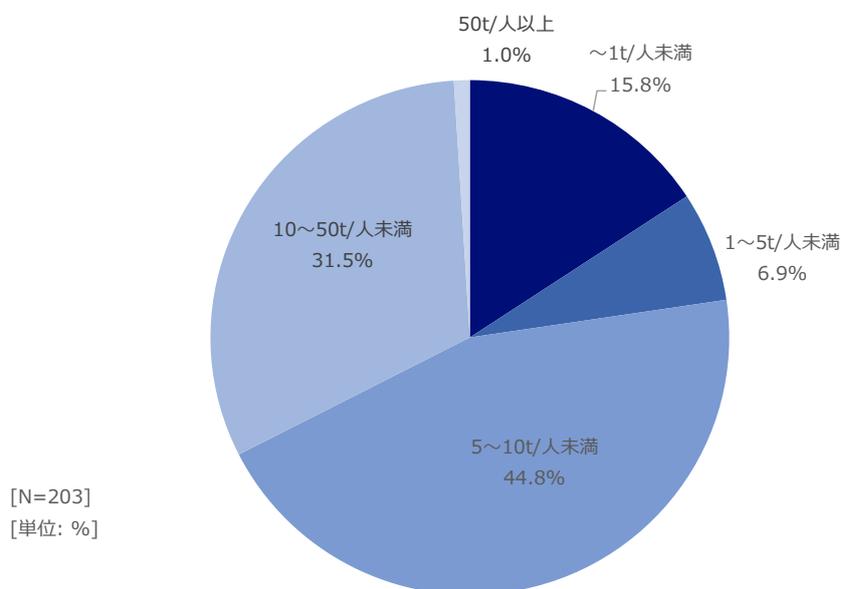
図表 146 区域施策編における基準年度の排出量
【団体区分別】



		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万以上~	合計
総量	全体	53	42	19	37	19	33	203
	都道府県	4	0	0	1	5	26	36
	政令指定都市	1	0	0	1	9	6	17
	中核市	5	0	0	13	2	1	21
	施行時特例市	0	0	1	8	1	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	1	6	10	1	0	22
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	21	12	4	1	0	49
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	18	0	0	0	0	29
	人口1万人未満の市町村	17	2	0	0	0	0	19
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体 (n=203)	26.1%	20.7%	9.4%	18.2%	9.4%	16.3%	100.0%
	都道府県 (n=36)	11.1%	0.0%	0.0%	2.8%	13.9%	72.2%	100.0%
	政令指定都市 (n=17)	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	52.9%	35.3%	100.0%
	中核市 (n=21)	23.8%	0.0%	0.0%	61.9%	9.5%	4.8%	100.0%
	施行時特例市 (n=10)	0.0%	0.0%	10.0%	80.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (n=22)	18.2%	4.5%	27.3%	45.5%	4.5%	0.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (n=49)	22.4%	42.9%	24.5%	8.2%	2.0%	0.0%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (n=29)	37.9%	62.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口1万人未満の市町村 (n=19)	89.5%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

基準年度の人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」(42.7%)が最も多く、次いで「10～50t/人未満」(29.5%)、「～1t/人未満」(16.4%)と続く。

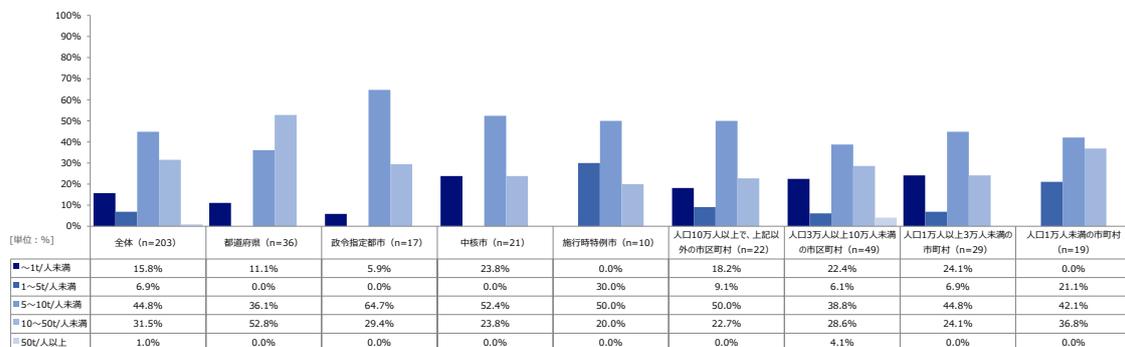
図表 147 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



	～1t/人未満	1～5t/人未満	5～10t/人未満	10～50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	32	14	91	64	2	203
比率 (%)	15.8%	6.9%	44.8%	31.5%	1.0%	100.0%

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は「10~50t/人未満」が50.0%と最も多いが、市区町村では「5~10t/人未満」が最も多い。

図表 148 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】

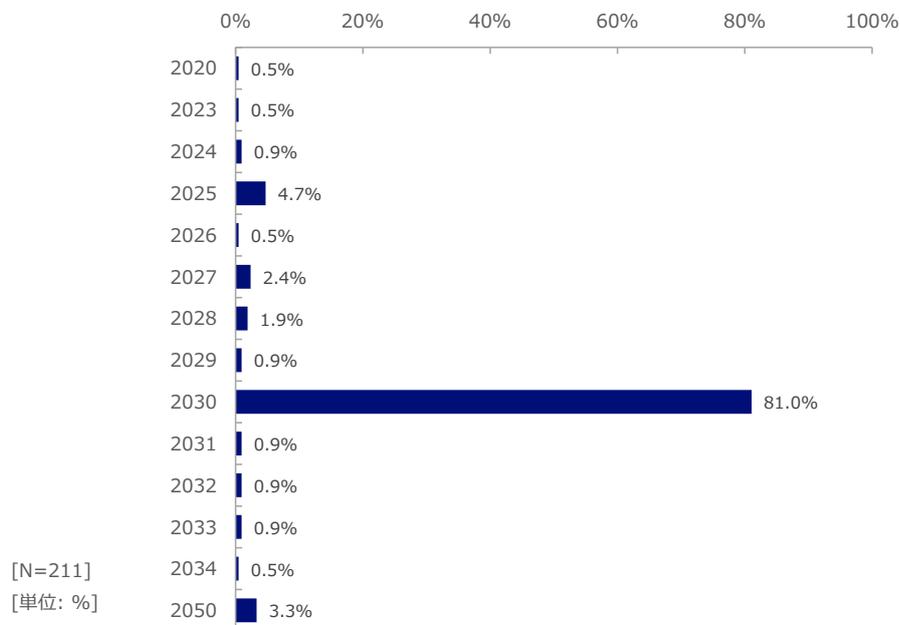


		~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
総量	全体	32	14	91	64	2	203
	都道府県	4	0	13	19	0	36
	政令指定都市	1	0	11	5	0	17
	中核市	5	0	11	5	0	21
	施行時特例市	0	3	5	2	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	2	11	5	0	22
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	3	19	14	2	49
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	2	13	7	0	29
	人口1万人未満の市町村	0	4	8	7	0	19
比率 (%)	全体 (n=203)	15.8%	6.9%	44.8%	31.5%	1.0%	100.0%
	都道府県 (n=36)	11.1%	0.0%	36.1%	52.8%	0.0%	100.0%
	政令指定都市 (n=17)	5.9%	0.0%	64.7%	29.4%	0.0%	100.0%
	中核市 (n=21)	23.8%	0.0%	52.4%	23.8%	0.0%	100.0%
	施行時特例市 (n=10)	0.0%	30.0%	50.0%	20.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (n=22)	18.2%	9.1%	50.0%	22.7%	0.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (n=49)	22.4%	6.1%	38.8%	28.6%	4.1%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (n=29)	24.1%	6.9%	44.8%	24.1%	0.0%	100.0%
	人口1万人未満の市町村 (n=19)	0.0%	21.1%	42.1%	36.8%	0.0%	100.0%

③目標年度 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、その目標年度は、「2030年」(81.0%)が最も多い。

図表 149 区域施策編における目標年度

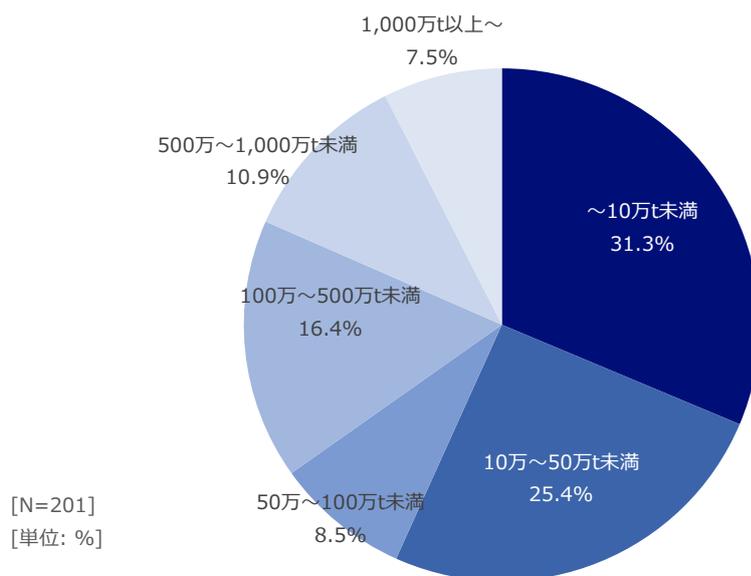


	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2050	合計
回答数	1	1	2	10	1	5	4	2	171	2	2	2	1	7	211
比率 (%)	0.5%	0.5%	0.9%	4.7%	0.5%	2.4%	1.9%	0.9%	81.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.5%	3.3%	100%

④目標年度排出量 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、目標年度の温室効果ガス排出量は、「～10万t未満」(31.3%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(25.4%)、「100万～500万t未満」(16.4%)と続く。

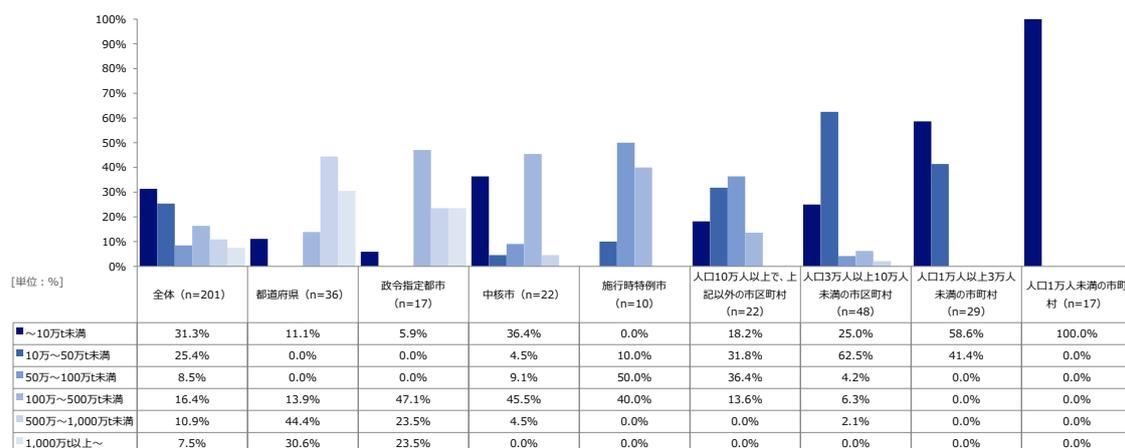
図表 150 区域施策編における目標年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	63	51	17	33	22	15	201
比率 (%)	31.3%	25.4%	8.5%	16.4%	10.9%	7.5%	100.0%

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「500～1,000万t未満」、政令指定都市、中核市では「100～500万t未満」、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「50～100万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市区町村では「10～50万t未満」、人口1万人以上3万人未満の市町村、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 151 区域施策編における目標年度の排出量
【団体区分別】

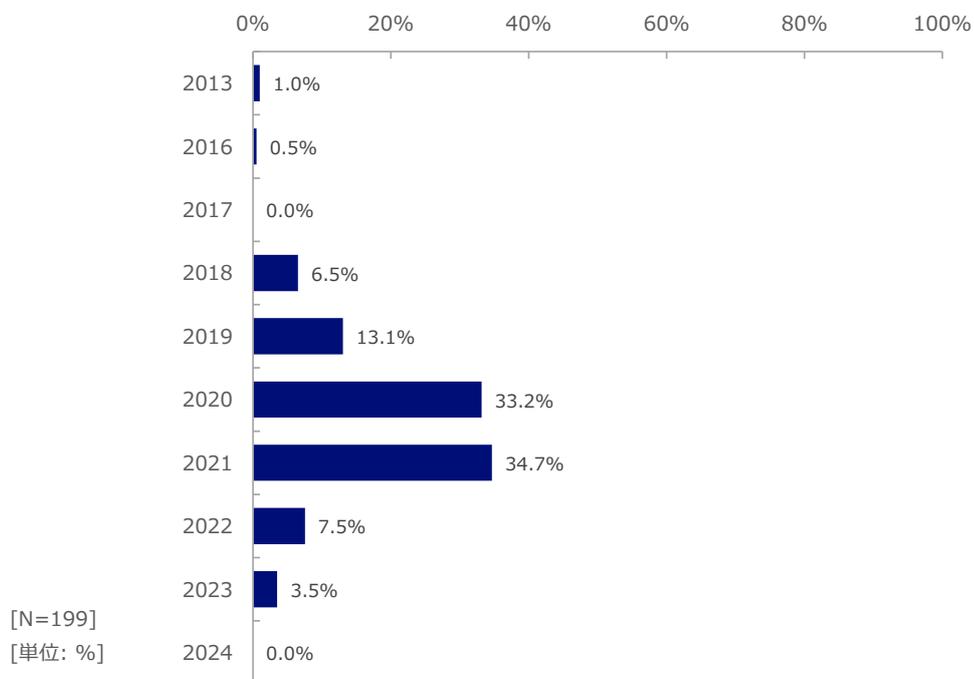


		～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
総量	全体	63	51	17	33	22	15	201
	都道府県	4	0	0	5	16	11	36
	政令指定都市	1	0	0	8	4	4	17
	中核市	8	1	2	10	1	0	22
	施行時特例市	0	1	5	4	0	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	8	3	0	0	22
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	30	2	3	1	0	48
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	12	0	0	0	0	29
	人口1万人未満の市町村	17	0	0	0	0	0	17
比率 (%)	全体 (n=201)	31.3%	25.4%	8.5%	16.4%	10.9%	7.5%	100.0%
	都道府県 (n=36)	11.1%	0.0%	0.0%	13.9%	44.4%	30.6%	100.0%
	政令指定都市 (n=17)	5.9%	0.0%	0.0%	47.1%	23.5%	23.5%	100.0%
	中核市 (n=22)	36.4%	4.5%	9.1%	45.5%	4.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市 (n=10)	0.0%	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (n=22)	18.2%	31.8%	36.4%	13.6%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (n=48)	25.0%	62.5%	4.2%	6.3%	2.1%	0.0%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (n=29)	58.6%	41.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口1万人未満の市町村 (n=17)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑤直近の算定年度 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、その直近の算定年度は、「2021年」(34.7%)が最も多い。

図表 152 区域施策編における直近の算定年度

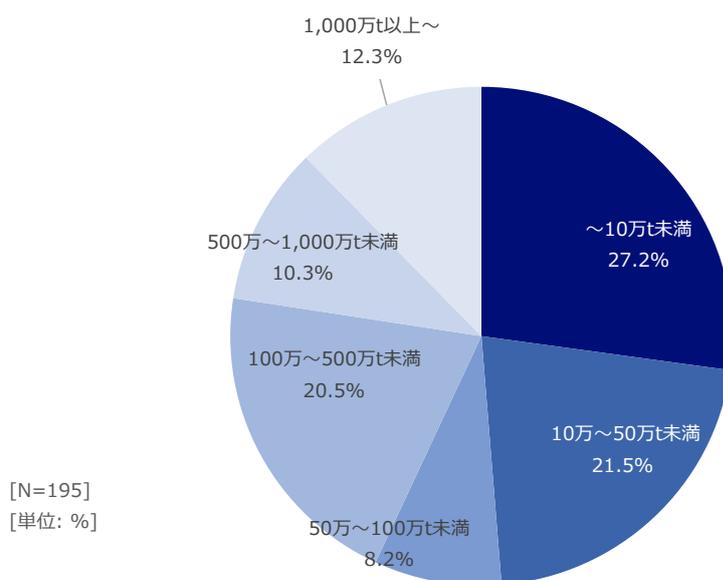


	2013	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
回答数	2	1	0	13	26	66	69	15	7	0	199
比率 (%)	1.0%	0.5%	0.0%	6.5%	13.1%	33.2%	34.7%	7.5%	3.5%	0.0%	100.0%

⑥直近の算定年度排出量 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、直近の算定年度の温室効果ガス排出量は、「～10万t未満」(27.2%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(21.5%)、「100万～500万t未満」(20.5%)と続く。

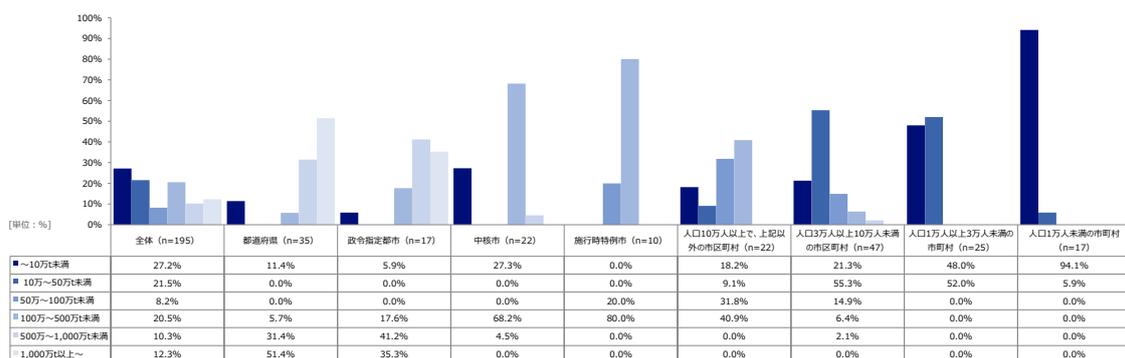
図表 153 区域施策編における直近の算定年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	53	42	16	40	20	24	195
比率 (%)	27.2%	21.5%	8.2%	20.5%	10.3%	12.3%	100.0%

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1,000万t以上」、政令指定都市では「500～1,000万t未満」、中核市、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市区町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 154 区域施策編における直近の算定年度の排出量
【団体区分別】

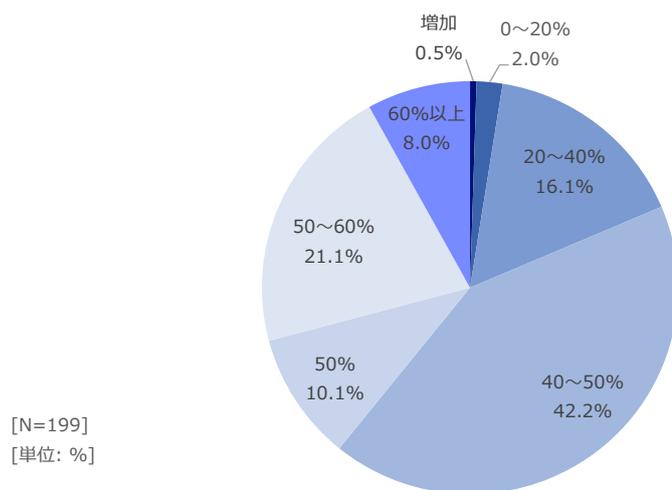


		～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
総量	全体	53	42	16	40	20	24	195
	都道府県	4	0	0	2	11	18	35
	政令指定都市	1	0	0	3	7	6	17
	中核市	6	0	0	15	1	0	22
	施行時特例市	0	0	2	8	0	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	2	7	9	0	0	22
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	26	7	3	1	0	47
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	13	0	0	0	0	25
	人口1万人未満の市町村	16	1	0	0	0	0	17
比率 (%)	全体 (n=195)	27.2%	21.5%	8.2%	20.5%	10.3%	12.3%	100.0%
	都道府県 (n=35)	11.4%	0.0%	0.0%	5.7%	31.4%	51.4%	100.0%
	政令指定都市 (n=17)	5.9%	0.0%	0.0%	17.6%	41.2%	35.3%	100.0%
	中核市 (n=22)	27.3%	0.0%	0.0%	68.2%	4.5%	0.0%	100.0%
	施行時特例市 (n=10)	0.0%	0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (n=22)	18.2%	9.1%	31.8%	40.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (n=47)	21.3%	55.3%	14.9%	6.4%	2.1%	0.0%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (n=25)	48.0%	52.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	人口1万人未満の市町村 (n=17)	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑦目標・直近算定年度排出量の基準年度からの削減率 <Q2-2(2)>

脱炭素先行地域事業又は重点対策加速化事業に採択されている団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「40～50%」(42.2%)が最も多く、次いで「50～60%」(21.1%)、「20～40%」(16.1%)と続く。

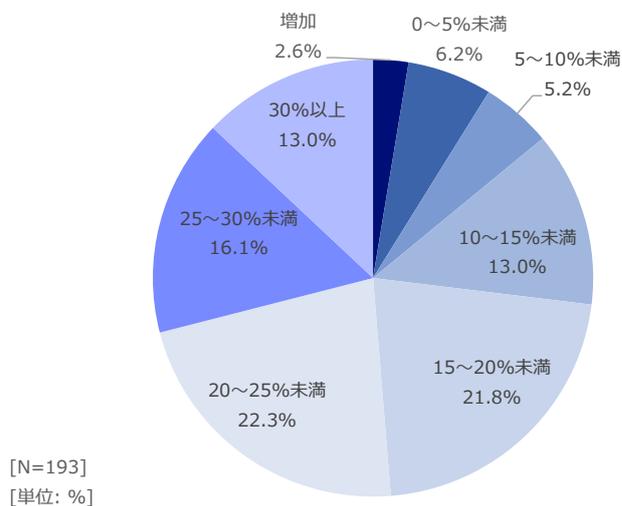
図表 155 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0~20%	20~40%	40~50%	50%	50~60%	60%以上	合計
回答数	1	4	32	84	20	42	16	199
比率 (%)	0.5%	2.0%	16.1%	42.2%	10.1%	21.1%	8.0%	100.0%

直近の算定年度排出量の基準年度からの削減率は、「20～25%未満」(22.3%)が最も多く、次いで「15～20%未満」(21.8%)、「25～30%未満」(16.1%)と続く。

図表 156 直近の算定年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
回答数	5	12	10	25	42	43	31	25	193
比率 (%)	2.6%	6.2%	5.2%	13.0%	21.8%	22.3%	16.1%	13.0%	100.0%

⑧区域施策編とその他の行政計画との統合の状況 <Q2-2(3)>

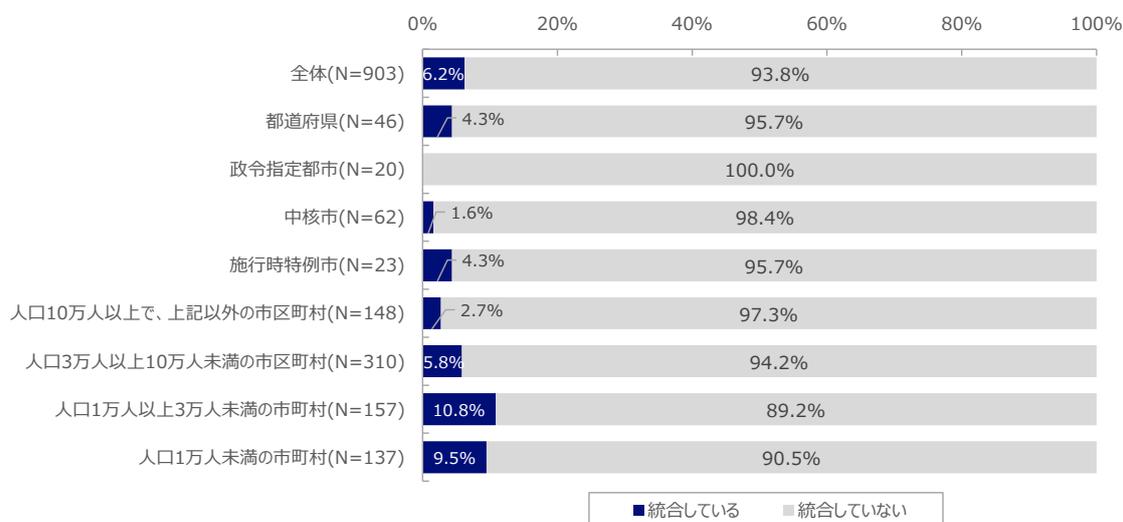
i) 総合計画 <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との統合を図っている団体は全体の6.2%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど増加する傾向がある。

図表 157 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況

①総合計画

【団体区分別】

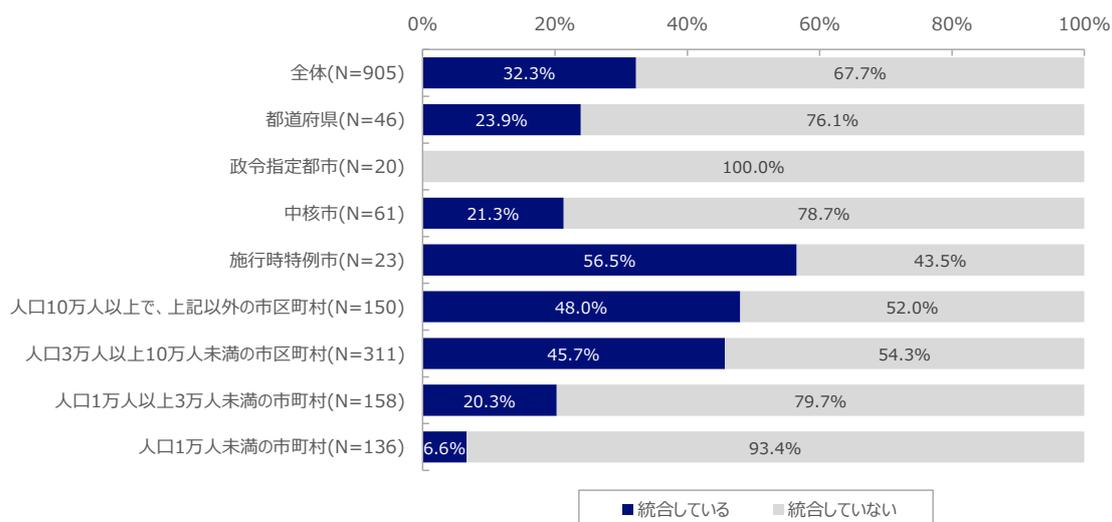


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	56	847	903
	都道府県	2	44	46
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	1	61	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	144	148
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	292	310
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	140	157
	人口1万人未満の市町村	13	124	137
比率 (%)	全体(N=903)	6.2%	93.8%	100.0%
	都道府県(N=46)	4.3%	95.7%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	0.0%	100.0%	100.0%
	中核市(N=62)	1.6%	98.4%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	4.3%	95.7%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=148)	2.7%	97.3%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=310)	5.8%	94.2%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=157)	10.8%	89.2%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=137)	9.5%	90.5%	100.0%

ii) 条例等に基づく環境基本計画 <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と条例等に基づく環境基本計画との統合を図っている団体は全体の 32.3%である。

図表 158 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
②条例等に基づく環境基本計画
【団体区分別】

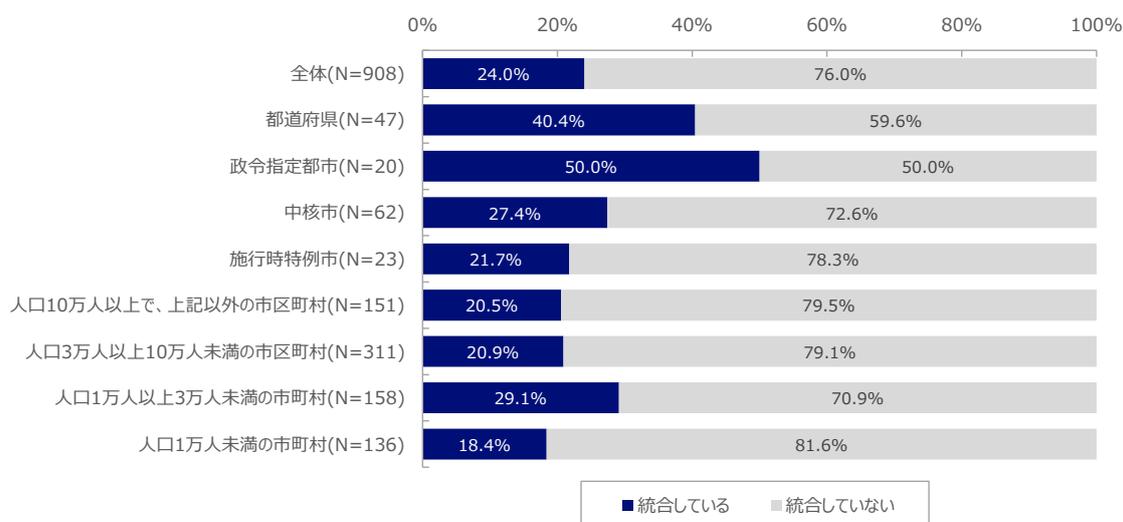


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	292	613	905
	都道府県	11	35	46
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	13	48	61
	施行時特例市	13	10	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	78	150
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	142	169	311
	人口1万人以上3万人未満の市町村	32	126	158
	人口1万人未満の市町村	9	127	136
比率 (%)	全体(N=905)	32.3%	67.7%	100.0%
	都道府県(N=46)	23.9%	76.1%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	0.0%	100.0%	100.0%
	中核市(N=61)	21.3%	78.7%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	56.5%	43.5%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=150)	48.0%	52.0%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=311)	45.7%	54.3%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=158)	20.3%	79.7%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=136)	6.6%	93.4%	100.0%

iii) 地方公共団体計画（事務事業編） <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合を図っている団体は全体の 24.0%である。統合している割合が最も高いのは政令指定都市。

図表 159 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
③地方公共団体計画（事務事業編）
【団体区分別】



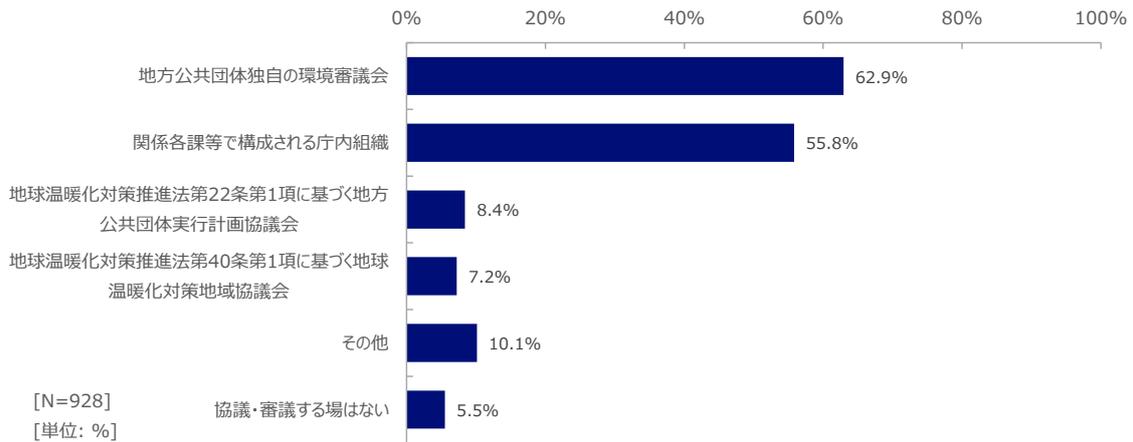
		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	218	690	908
	都道府県	19	28	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	17	45	62
	施行時特例市	5	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	31	120	151
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	246	311
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	112	158
	人口1万人未満の市町村	25	111	136
比率 (%)	全体(N=908)	24.0%	76.0%	100.0%
	都道府県(N=47)	40.4%	59.6%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	50.0%	50.0%	100.0%
	中核市(N=62)	27.4%	72.6%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	21.7%	78.3%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=151)	20.5%	79.5%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=311)	20.9%	79.1%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=158)	29.1%	70.9%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=136)	18.4%	81.6%	100.0%

(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3>

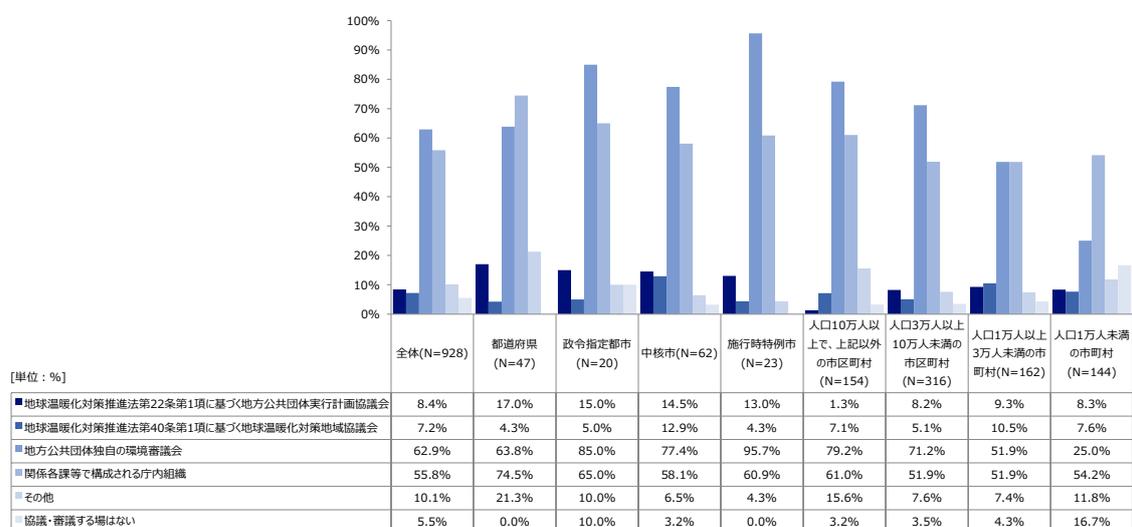
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「地方公共団体独自の環境審議会」(62.9%)が最も多く、次に「関係各課等で構成される庁内組織」(55.8%)が多い。

図表 160 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、人口1万人未満の市町村では「関係各課等で構成される庁内組織」を選択した団体、それ以外の市区町村では「地方公共団体独自の環境審議会」を選択した団体が最も多い（人口1万人以上3万人未満の市町村では「関係各課等で構成される庁内組織」、「地方公共団体独自の環境審議会」を選択した団体が最も多い）。

図表 161 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】



	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会	地方公共団体独自の環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	合計
回答数							
全体	78	67	584	518	94	51	928
都道府県	8	2	30	35	10	0	47
政令指定都市	3	1	17	13	2	2	20
中核市	9	8	48	36	4	2	62
施行時特例市	3	1	22	14	1	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	11	122	94	24	5	154
人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	16	225	164	24	11	316
人口1万人以上3万人未満の市町村	15	17	84	84	12	7	162
人口1万人未満の市町村	12	11	36	78	17	24	144
比率 (%)							
全体(N=928)	8.4%	7.2%	62.9%	55.8%	10.1%	5.5%	100.0%
都道府県(N=47)	17.0%	4.3%	63.8%	74.5%	21.3%	0.0%	100.0%
政令指定都市(N=20)	15.0%	5.0%	85.0%	65.0%	10.0%	10.0%	100.0%
中核市(N=62)	14.5%	12.9%	77.4%	58.1%	6.5%	3.2%	100.0%
施行時特例市(N=23)	13.0%	4.3%	95.7%	60.9%	4.3%	0.0%	100.0%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=154)	1.3%	7.1%	79.2%	61.0%	15.6%	3.2%	100.0%
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=316)	8.2%	5.1%	71.2%	51.9%	7.6%	3.5%	100.0%
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=162)	9.3%	10.5%	51.9%	51.9%	7.4%	4.3%	100.0%
人口1万人未満の市町村(N=144)	8.3%	7.6%	25.0%	54.2%	11.8%	16.7%	100.0%

(4) 区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況

<Q2-4(1)>

1) 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組 <Q2-4(1)①>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組としては、「再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している（個人向け）」（48.3%）が最も多く、次いで「住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度を有している（個人向け）」（34.6%）、「電動車（EV、FCV、PHEV、HV）および充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している（個人向け）」（23.2%）が多い。

図表 162 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況



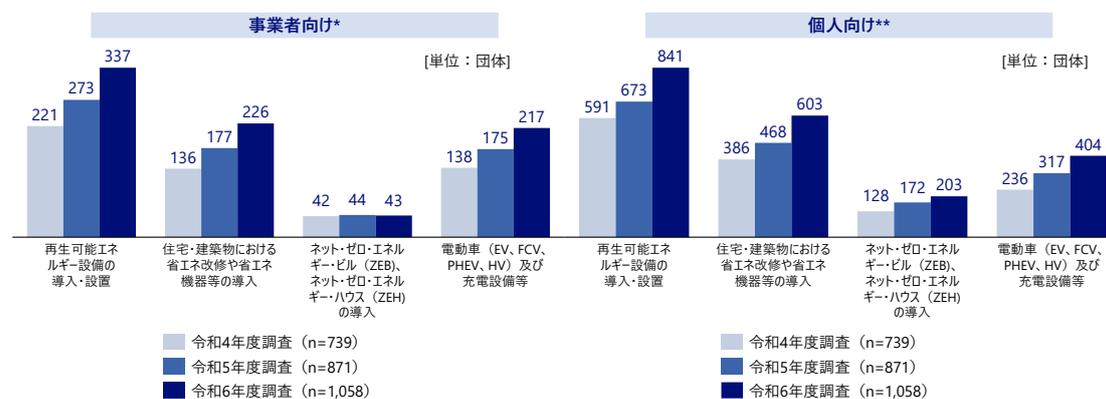
取組内容	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している (個人向け)	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している (事業者向け)	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度を有している (個人向け)	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度を有している (事業者向け)	ネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB)、ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) の導入のための自治体独自の補助金制度を有している (個人向け)	ネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB)、ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) の導入のための自治体独自の補助金制度を有している (事業者向け)	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている (個人向け)	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている (事業者向け)	地域エネルギー事業の促進のため、地域内のエネルギー事業者の事業に関与している	再生可能エネルギー利用促進のため、自治体独自の固定資産税減免措置を導入している (事業者向け)	再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している (個人向け)	再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している (個人向け)
回答数	337	841	226	603	43	203	88	34	145	64	56	17
比率 (%)	19.3%	48.3%	13.0%	34.6%	2.5%	11.6%	5.0%	2.0%	8.3%	3.7%	3.2%	1.0%
回答数	83	217	404	107	70	310	344	104	94	475	473	1,743
比率 (%)	4.8%	12.4%	23.2%	6.1%	4.0%	17.8%	19.7%	6.0%	5.4%	27.3%	27.1%	100.0%

再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは337団体（令和5年度調査では273団体）、個人向けでは841団体（同673団体）と導入団体が大きく増加している。

同様に、「住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入」や「電動

車および充電設備等」、「ZEB/ZEH 導入」に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

図表 163 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況（累計値）



*n数は、Q2-4(1)①において、事業者向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

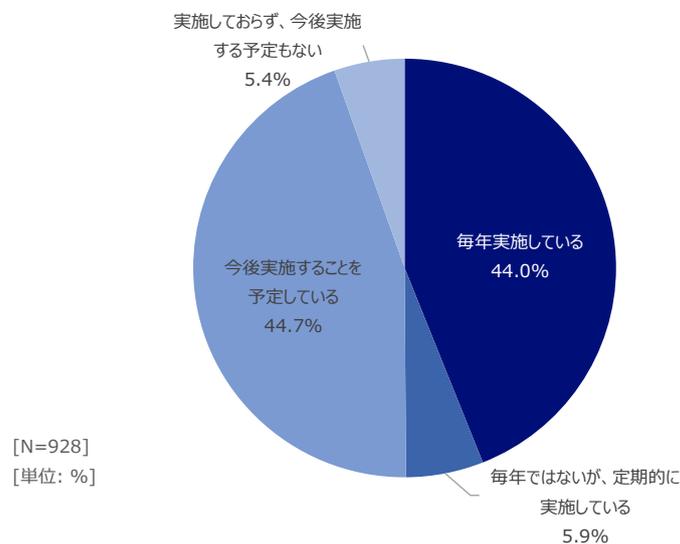
**n数は、Q2-4(1)①において、個人向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

(5) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-5>

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-5(1)>

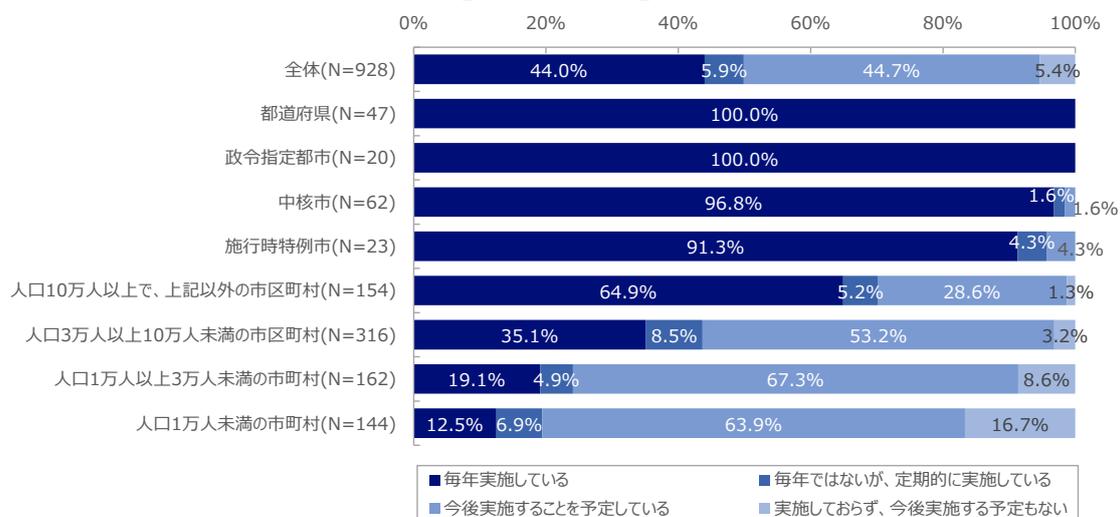
区域施策編を策定済みの団体における、温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握の実施状況は、「毎年実施している」団体が44.0%、「毎年ではないが、定期的には実施している」団体が5.9%と合わせて約50%の団体が温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握を実施している。

図表 164 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下する。

図表 165 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握
【団体区分別】

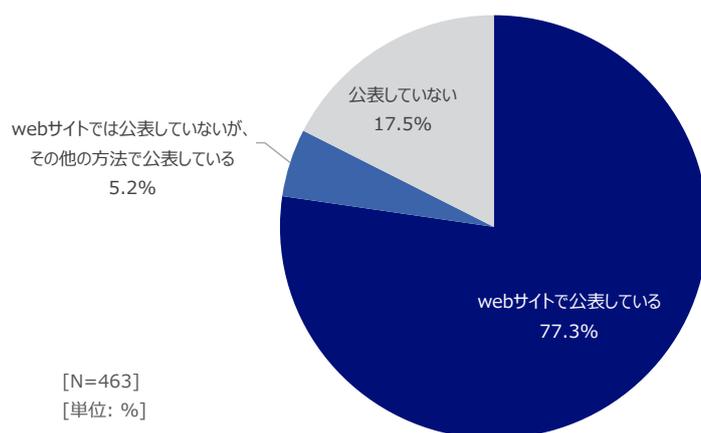


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを予定している	実施しておらず、今後実施する予定もない	合計
回答数	全体	408	55	415	50	928
	都道府県	47	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	60	1	1	0	62
	施行時特例市	21	1	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	100	8	44	2	154
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	111	27	168	10	316
	人口1万人以上3万人未満の市町村	31	8	109	14	162
	人口1万人未満の市町村	18	10	92	24	144
比率 (%)	全体(N=928)	44.0%	5.9%	44.7%	5.4%	100.0%
	都道府県(N=47)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	政令指定都市(N=20)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	中核市(N=62)	96.8%	1.6%	1.6%	0.0%	100.0%
	施行時特例市(N=23)	91.3%	4.3%	4.3%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=154)	64.9%	5.2%	28.6%	1.3%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=316)	35.1%	8.5%	53.2%	3.2%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=162)	19.1%	4.9%	67.3%	8.6%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=144)	12.5%	6.9%	63.9%	16.7%	100.0%

2) 区域施策編の進捗評価結果の公表 <Q2-5(2)>

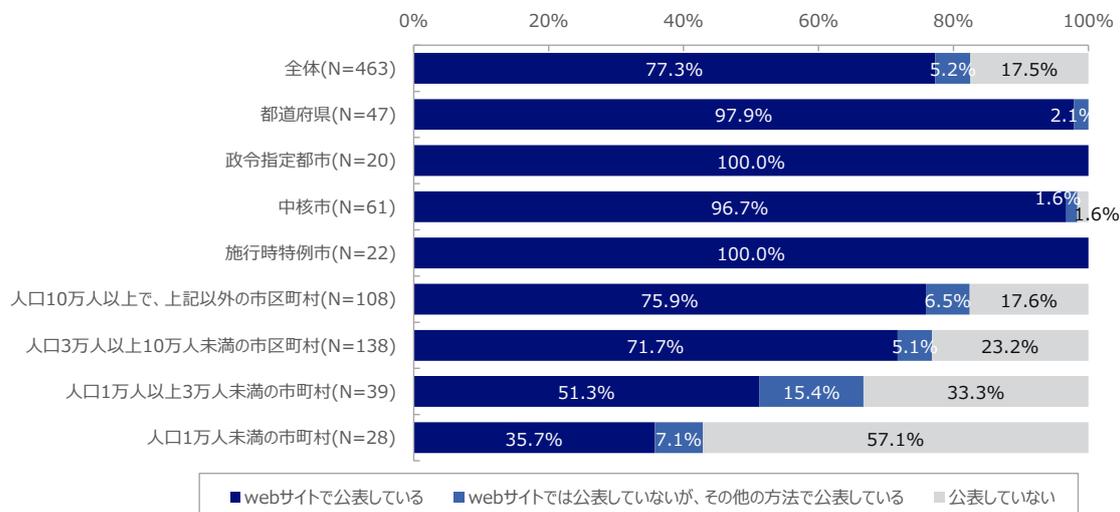
区域施策編を策定済みの団体における進捗評価結果の公表状況は、「公表している」団体が82.5%にのぼっている。

図表 166 区域施策編の進捗評価結果の公表



図表 167 区域施策編の進捗評価結果の公表

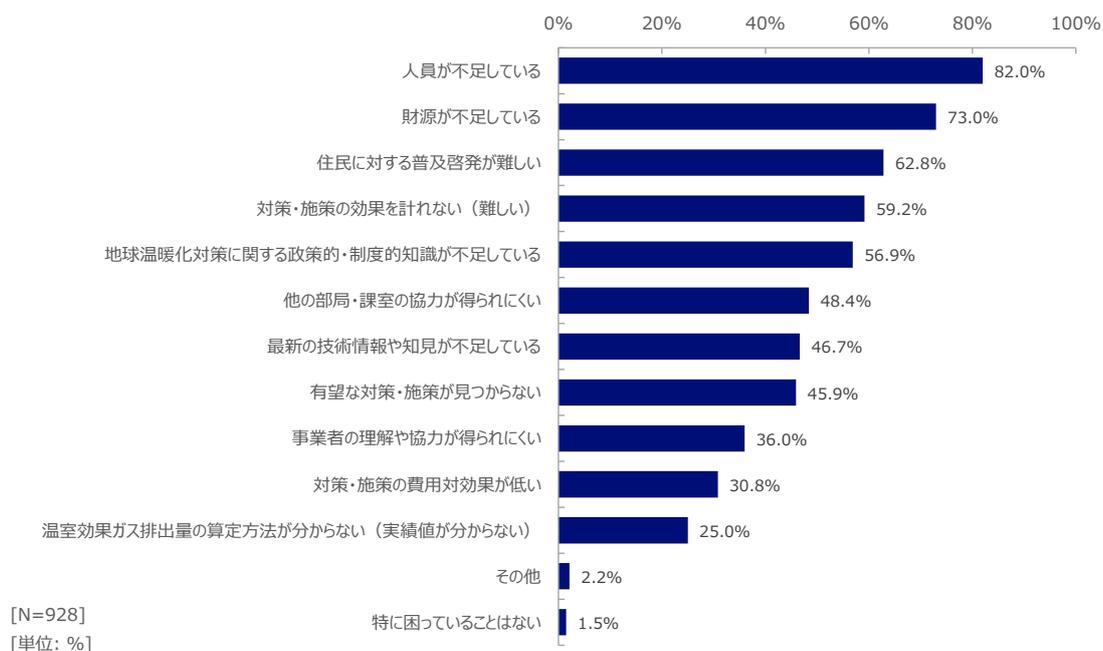
【団体区分別】



3) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-5(3)>

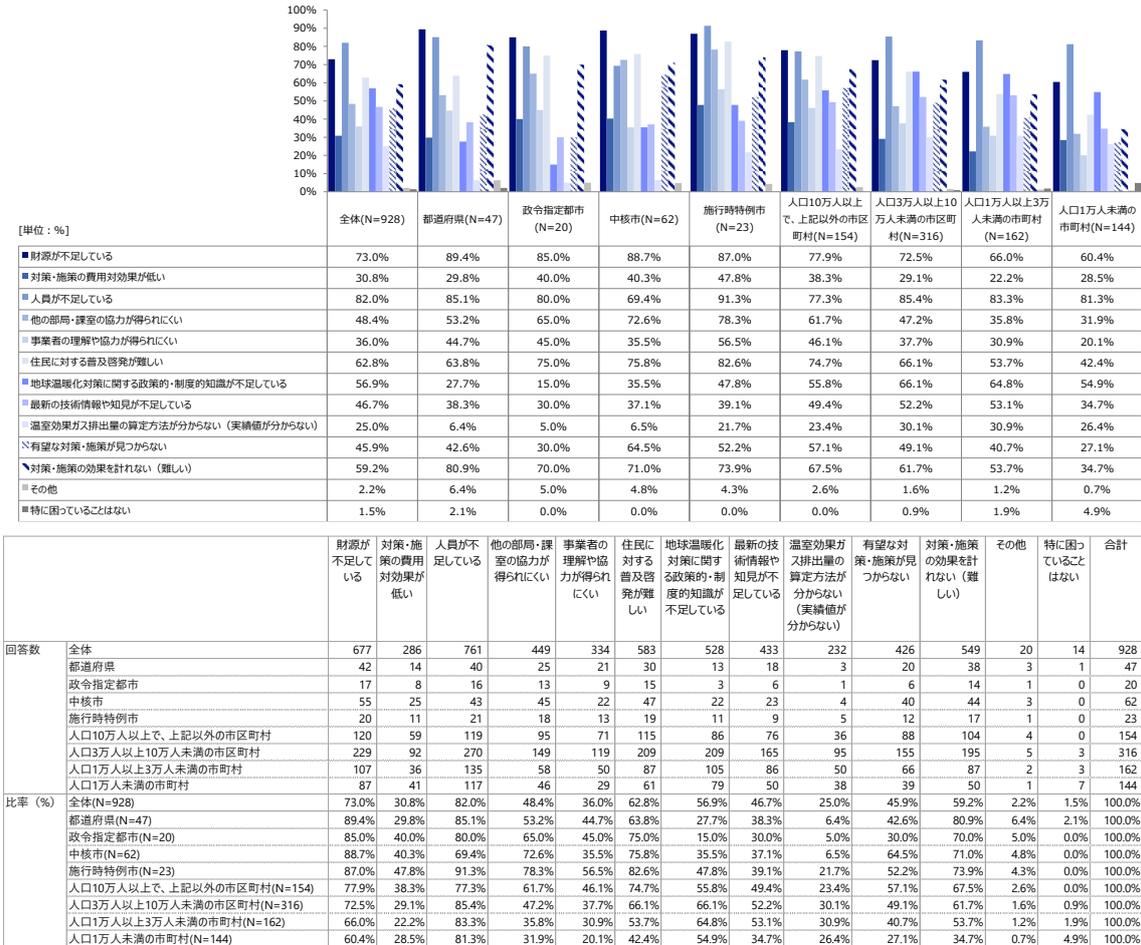
区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(82.0%)が最も高く、次いで「財源が不足している」(73.0%)、「住民に対する普及啓発が難しい」(62.8%)と続く。

図表 168 区域施策編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

図表 169 区域施策編の推進過程で困っていること
【団体区分別】



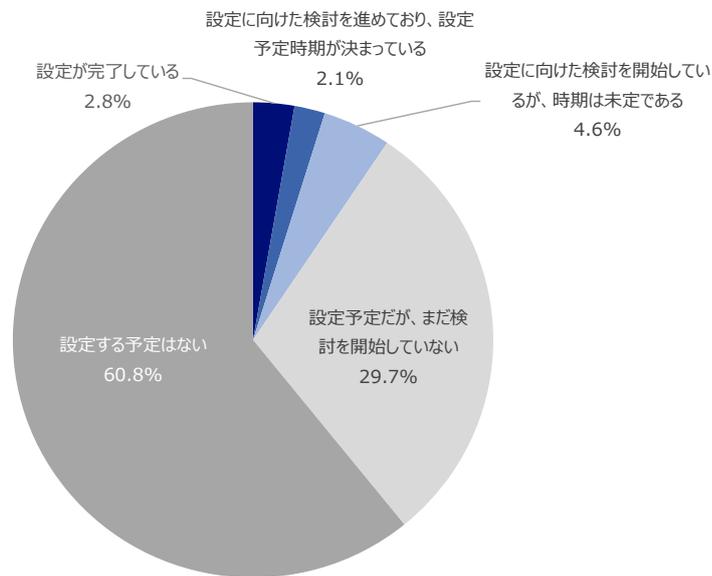
(6) 地域脱炭素化促進事業の検討状況 <Q2-6>

1) 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況 <Q2-6(1)>

①地域脱炭素化促進事業の検討状況 <Q2-6(1)①>

実行計画（区域施策編）に地域脱炭素化促進事業に関する事項を設定、又は設定に向けた検討を進めている団体は 160 団体（9.4%）である。一方、設定の予定がない団体は 60.8%を占める。

図表 170 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況



	設定が完了している	設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている	設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	設定予定だが、まだ検討を開始していない	設定する予定はない	合計
回答数	47	35	78	504	1,032	1,696
比率 (%)	2.8%	2.1%	4.6%	29.7%	60.8%	100.0%

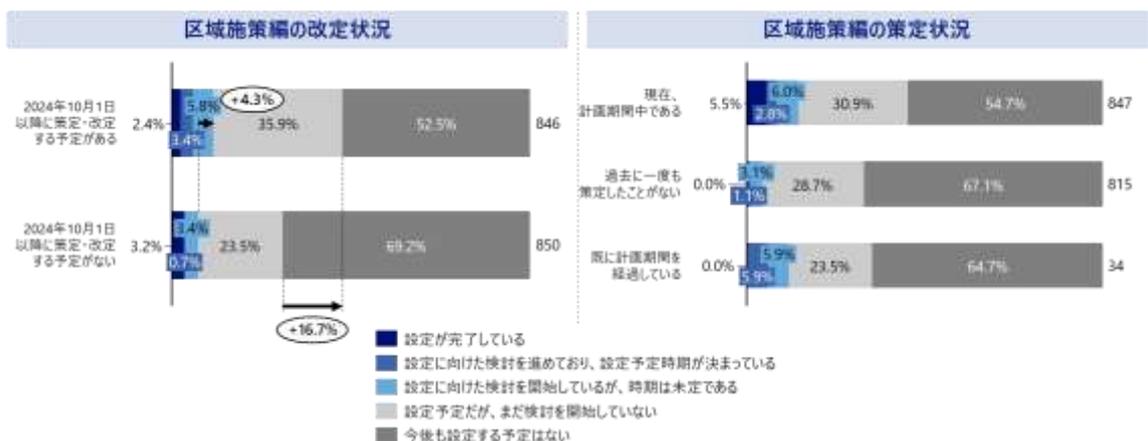
②区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況

<Q2-6(1)①×Q2-1(1)①>

区域施策編の改定状況別にみると、令和6年10月1日以降に策定又は改定の予定がある団体は、その他の団体と比較して、「設定完了」「設定検討中」の割合が4.3%高い。「設定予定」も含めると16.7%高い。区域施策編の改定に合わせて促進事業に関する事項を設定する団体が多いことが原因と推察される。

策定状況別にみると、計画期間中の団体は、その他の団体と比較して、促進事業を「設定完了」「設定検討中」の割合が高い。

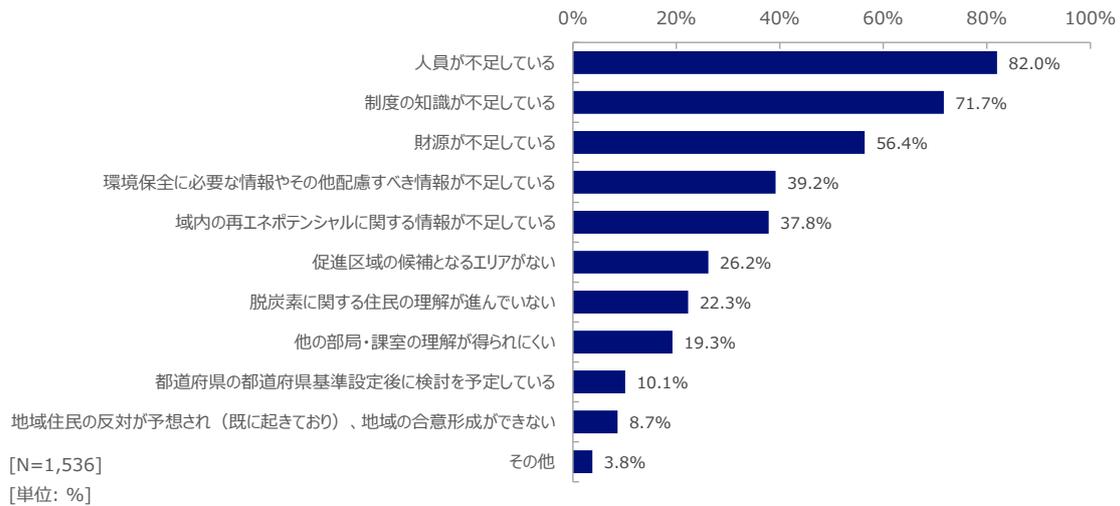
図表 171 区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況
【区域施策編策定・改定状況別】



③設定に係る障壁・課題 <Q2-6(1)②>

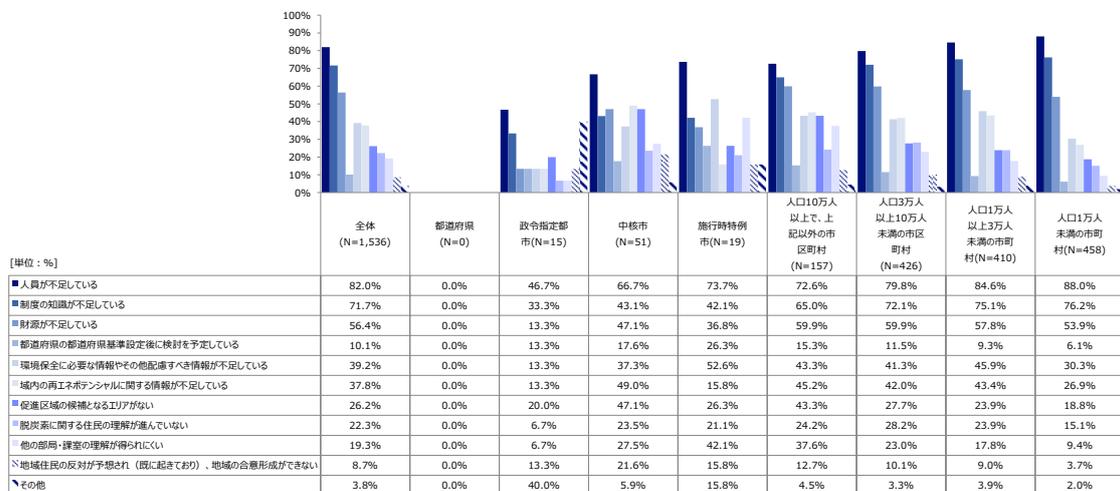
検討を開始していない理由として、「人員が不足している」(82.0%)が最も高く、次いで「制度の知識が不足している」(71.7%)、「財源が不足している」(56.4%)と続く。

図表 172 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由



	人員が不足している	制度の知識が不足している	財源が不足している	都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している	域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	促進区域の候補となるエリアがない	脱炭素に関する住民の理解が進んでいない	他の部局・課室の理解が得られにくい	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
回答数	1,259	1,101	866	155	602	581	402	342	296	133	58	1,536
比率 (%)	82.0%	71.7%	56.4%	10.1%	39.2%	37.8%	26.2%	22.3%	19.3%	8.7%	3.8%	100.0%

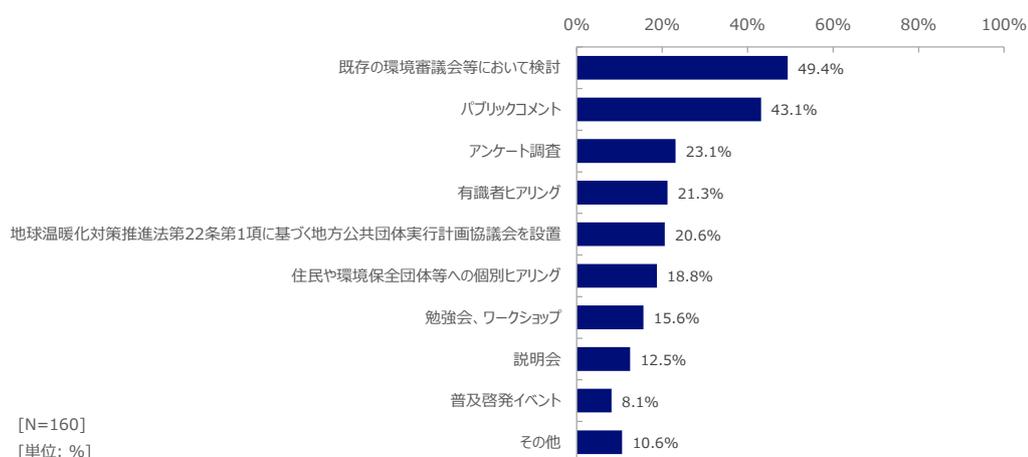
図表 173 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】



④地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定又は検討の際に活用した
合意形成手法 <Q2-6(1)③>

地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定又は検討の際に活用した合意形成手法は「既存の環境審議会等において検討」(49.4%)が最も高く、次いで「パブリックコメント」(43.1%)、「アンケート調査」(23.1%)と続く。

図表 174 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定又は検討の際に活用した合意形成手法



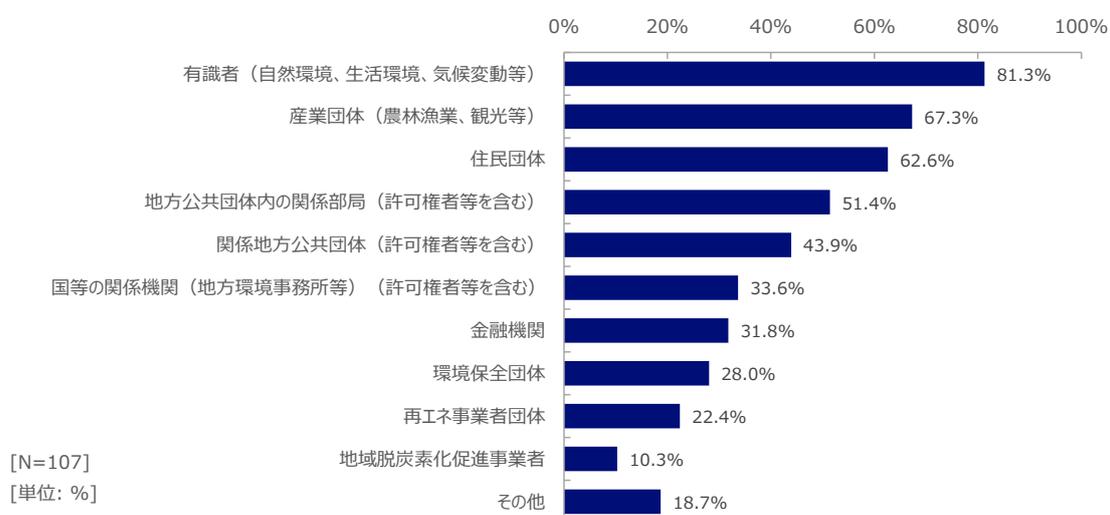
	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	住民や環境保全団体等への個別ヒアリング	有識者ヒアリング	説明会	アンケート調査	パブリックコメント	勉強会、ワークショップ	普及啓発イベント	その他	合計
回答数	33	79	30	34	20	37	69	25	13	17	160
比率 (%)	20.6%	49.4%	18.8%	21.3%	12.5%	23.1%	43.1%	15.6%	8.1%	10.6%	100.0%

⑤地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における協議会等の構成員

<Q2-6(1)④>

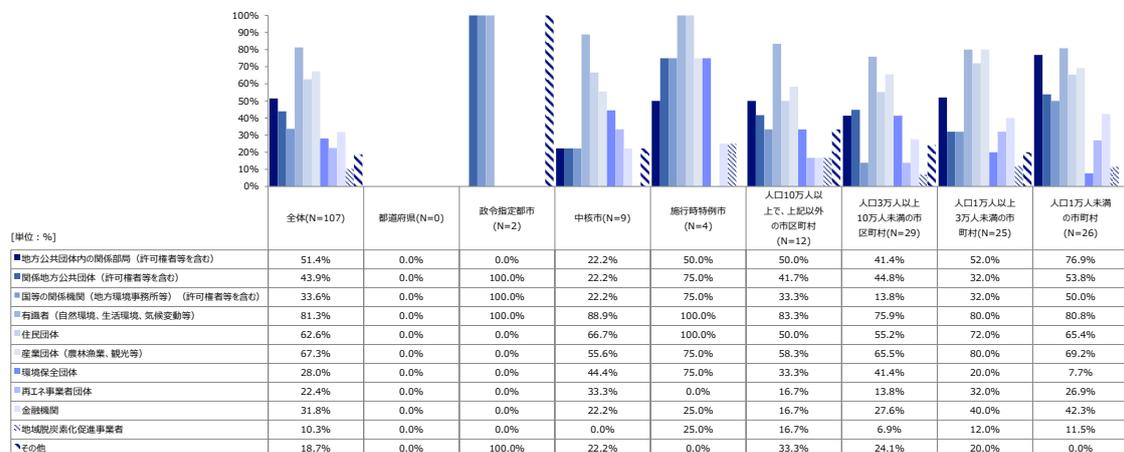
温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において促進事業を検討している団体のうち、81.3%が「有識者」を、67.3%が「産業団体」を、62.6%が「住民団体」を構成員としている。団体区分に関わらず、「有識者」「住民団体」「産業団体」を構成員とする団体の割合が高い傾向にある。

図表 175 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における協議会等の構成員



	地方公共団体内の関係部局 (許可権者等を含む)	関係地方公共団体 (許可権者等を含む)	国等の関係機関 (地方環境事務所等) (許可権者等を含む)	有識者 (自然環境、生活環境、気候変動等)	住民団体	産業団体 (農林漁業、観光等)	環境保全団体	再エネ事業者団体	金融機関	地域脱炭素化促進事業者	その他	合計
回答数	55	47	36	87	67	72	30	24	34	11	20	107
比率 (%)	51.4%	43.9%	33.6%	81.3%	62.6%	67.3%	28.0%	22.4%	31.8%	10.3%	18.7%	100.0%

図表 176 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における協議会等の構成員
【団体区分別】



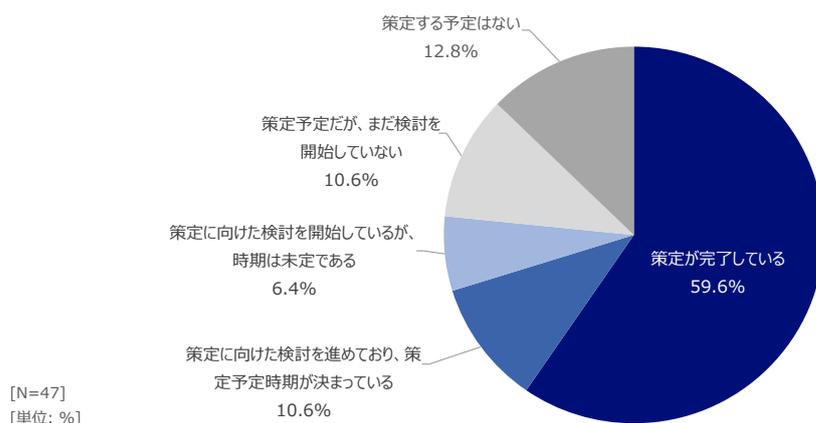
		地方公共団体内の関係部署（許可権者等を含む）	関係地方公共団体（許可権者等を含む）	国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を含む）	有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）	住民団体	産業団体（農林漁業、観光等）	環境保全団体	再工業事業者団体	金融機関	地域脱炭素化促進事業者	その他	合計
回答数	全体	55	47	36	87	67	72	30	24	34	11	20	107
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
	中核市	2	2	2	8	6	5	4	3	2	0	2	9
	施行時特例市	2	3	3	4	4	3	3	0	1	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	5	4	10	6	7	4	2	2	2	4	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	13	4	22	16	19	12	4	8	2	7	12
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	8	20	18	20	5	8	10	3	5	25
	人口1万人未満の市町村	20	14	13	21	17	18	2	7	11	3	0	26
比率（％）	全体(N=107)	51.4%	43.9%	33.6%	81.3%	62.6%	67.3%	28.0%	22.4%	31.8%	10.3%	18.7%	100.0%
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	政令指定都市(N=2)	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	中核市(N=9)	22.2%	22.2%	22.2%	88.9%	66.7%	55.6%	44.4%	33.3%	22.2%	0.0%	22.2%	100.0%
	施行時特例市(N=4)	50.0%	75.0%	75.0%	100.0%	100.0%	75.0%	75.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	50.0%	41.7%	33.3%	83.3%	50.0%	58.3%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	100.0%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=29)	41.4%	44.8%	13.8%	75.9%	55.2%	65.5%	41.4%	13.8%	27.6%	6.9%	24.1%	100.0%
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=25)	52.0%	32.0%	32.0%	80.0%	72.0%	80.0%	20.0%	32.0%	40.0%	12.0%	20.0%	100.0%
	人口1万人未満の市町村(N=26)	76.9%	53.8%	50.0%	80.8%	65.4%	69.2%	7.7%	26.9%	42.3%	11.5%	0.0%	100.0%

2) 都道府県基準 <Q2-6(2)>

①都道府県基準の策定状況 <Q2-6(2)①>

都道府県基準の策定が完了しているのは 59.6% (28 団体)。策定に向けた検討を進めている都道府県は 17.0% (8 団体)。

図表 177 促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況



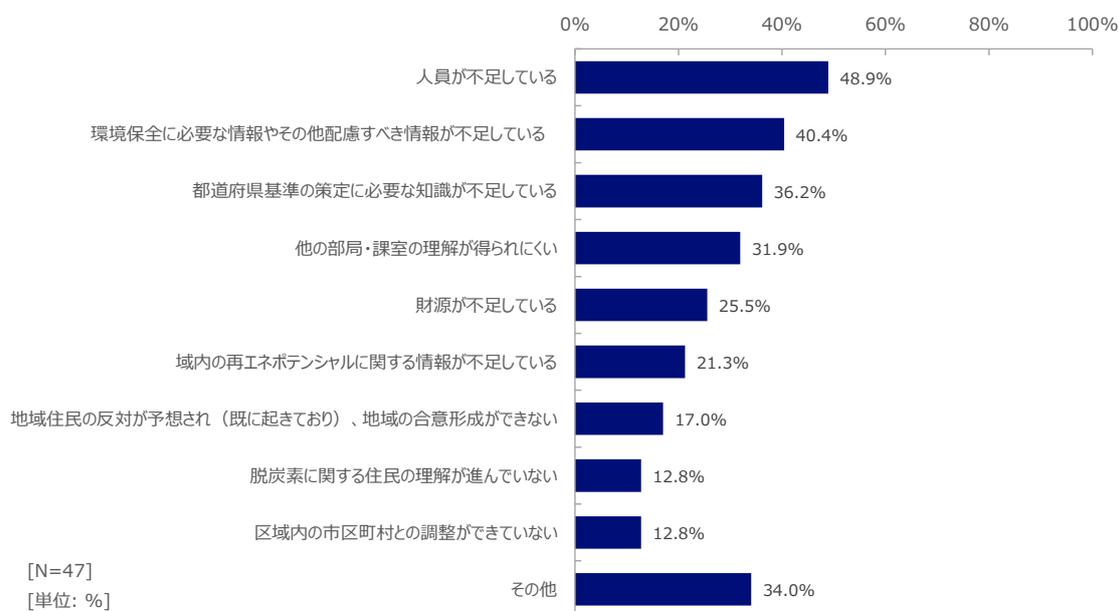
	策定が完了している	策定に向けた検討を進めており、策定予定時期が決まっている	策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	策定予定だが、まだ検討を開始していない	策定する予定はない	合計
回答数	28	5	3	5	6	47
比率 (%)	59.6%	10.6%	6.4%	10.6%	12.8%	100.0%

②都道府県基準の策定に係る障壁・課題 <Q2-6(2)②>

都道府県基準の策定に係る障壁・課題としては「人員が不足している」(48.9%)が最も多く、次いで「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」(40.4%)、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」(36.2%)と続く。

その他の回答としては、「県基準を設定するに当たり、先行して制定している他の条例との整合を図る必要がある」、「来年度末の実行計画の改定に合わせ、基準策定を検討している」、「県内市町に促進区域設定の意向がなく、今後設定するかについても含めて市町とよく調整を図っていく必要がある」といった回答があった。

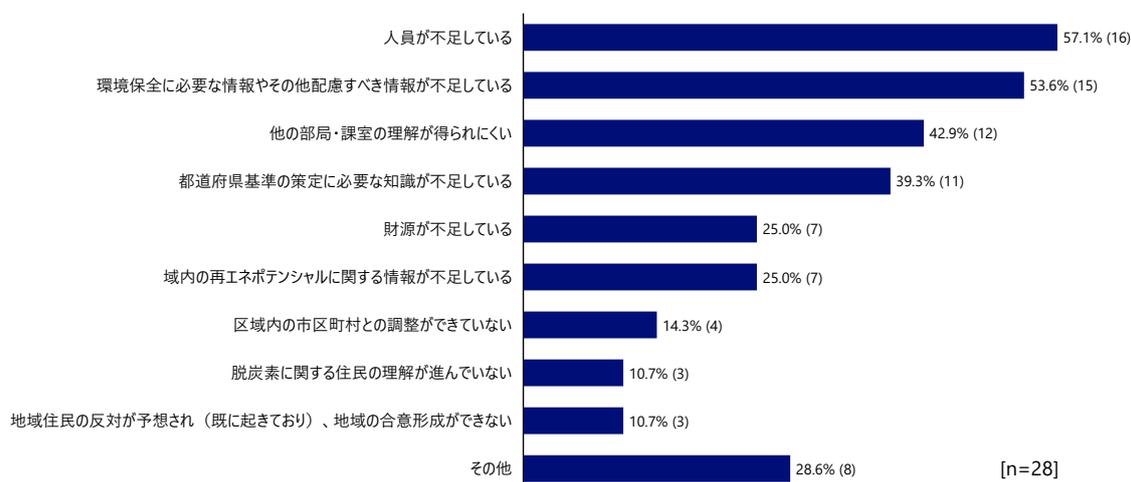
図表 178 都道府県基準の策定に係る障壁・課題



	人員が不足している	財源が不足している	都道府県基準の策定に必要な知識が不足している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している	域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	脱炭素に関する住民の理解が進んでいない	他の部局・課室の理解が得られにくい	区域内の市区町村との調整ができていない	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
回答数	23	12	17	19	10	6	15	6	8	16	47
比率 (%)	48.9%	25.5%	36.2%	40.4%	21.3%	12.8%	31.9%	12.8%	17.0%	34.0%	100.0%

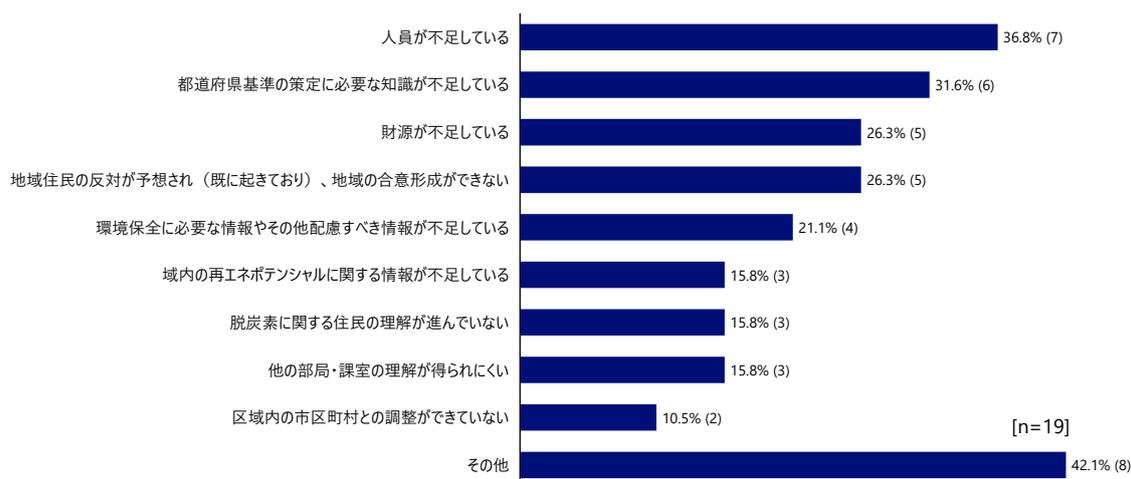
都道府県基準を策定済みの団体においては、「人員が不足している」(57.1%)が最も多く、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」(53.6%)、「他の部局・課室の理解が得られにくい」(42.9%)と続く。

図表 179 都道府県基準の策定に係る障壁・課題（都道府県基準策定済団体）



都道府県基準を未策定の団体においては、「その他」(42.1%)を除くと、「人員が不足している」(36.8%)が最も多く、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」(31.6%)、「財源が不足している」、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」(26.3%)が続く。

図表 180 都道府県基準の策定に係る障壁・課題（都道府県基準未策定団体）

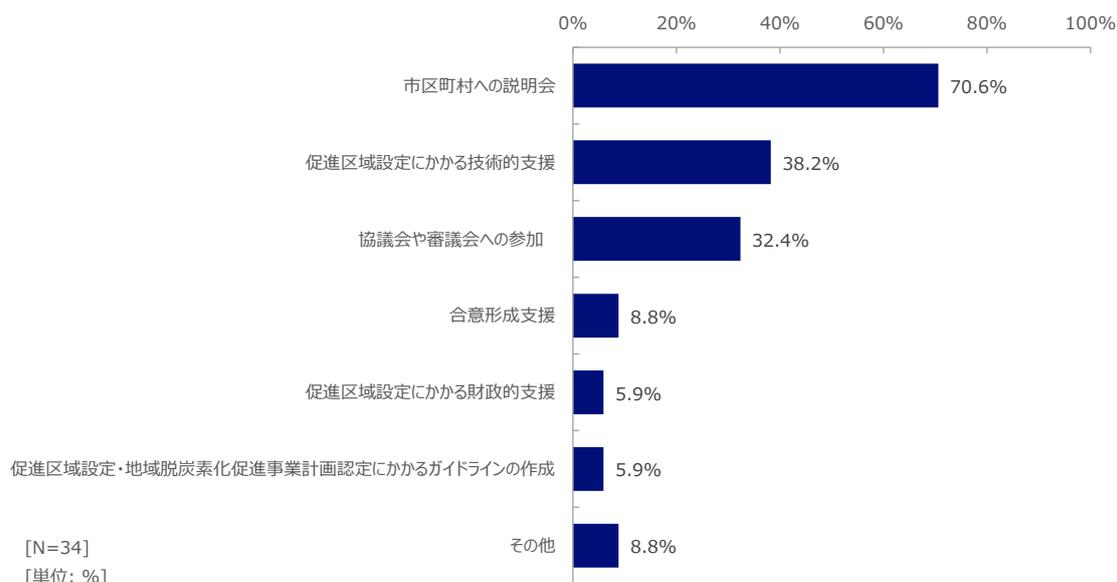


③都道府県基準策定後に実施している、又は実施を検討している取組

<Q2-6(2)③>

「市区町村への説明会」(70.6%)が最も高く、次いで「促進区域設定にかかる技術的支援」(38.2%)、「協議会や審議会への参加」(32.4%)と続く。

図表 181 都道府県基準策定後に実施している、又は実施を検討している取組



	市区町村への説明会	促進区域設定にかかる財政的支援	協議会や審議会への参加	促進区域設定にかかる技術的支援	促進区域設定・地域脱炭素化促進事業計画認定にかかるガイドラインの作成	合意形成支援	その他	合計
回答数	24	2	11	13	2	3	3	34
比率 (%)	70.6%	5.9%	32.4%	38.2%	5.9%	8.8%	8.8%	100.0%